

# 有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度  
(第44期) 自 2024年4月1日  
至 2025年3月31日

株式会社シダー

福岡県北九州市小倉北区足立2丁目1番1号

(E05478)

# 目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	7
第2 事業の状況	9
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	9
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	11
3. 事業等のリスク	13
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	17
5. 重要な契約等	21
6. 研究開発活動	21
第3 設備の状況	22
1. 設備投資等の概要	22
2. 主要な設備の状況	22
3. 設備の新設、除却等の計画	24
第4 提出会社の状況	25
1. 株式等の状況	25
(1) 株式の総数等	25
(2) 新株予約権等の状況	25
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	25
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	25
(5) 所有者別状況	26
(6) 大株主の状況	26
(7) 議決権の状況	27
(8) 役員・従業員株式所有精度の内容	27
2. 自己株式の取得等の状況	28
3. 配当政策	28
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	29
(1) コーポレート・ガバナンスの概要	29
(2) 役員の状況	32
(3) 監査の状況	35
(4) 役員の報酬等	37
(5) 株式の保有状況	37
第5 経理の状況	38
1. 連結財務諸表等	39
(1) 連結財務諸表	39
(2) その他	74
2. 財務諸表等	75
(1) 財務諸表	75
(2) 主な資産及び負債の内容	87
(3) その他	87
第6 提出会社の株式事務の概要	88
第7 提出会社の参考情報	89
1. 提出会社の親会社等の情報	89
2. その他の参考情報	89
第二部 提出会社の保証会社等の情報	90

[監査報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2025年6月26日
【事業年度】	第44期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
【会社名】	株式会社シダー
【英訳名】	CEDAR. Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 座小田 孝安
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉北区足立2丁目1番1号
【電話番号】	093-932-7005（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 下屋敷 寛
【最寄りの連絡場所】	福岡県北九州市小倉北区足立2丁目1番1号
【電話番号】	093-932-7005（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 下屋敷 寛
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第40期	第41期	第42期	第43期	第44期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	15,613	15,749	16,442	17,304	17,829
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	674	△51	24	646	668
親会社株主に帰属する当期純利益 又は親会社株主に帰属する当期純 損失(△) (百万円)	387	△319	△276	203	444
包括利益 (百万円)	390	△320	△263	196	447
純資産額 (百万円)	1,610	1,161	898	1,094	1,496
総資産額 (百万円)	19,559	20,465	20,252	20,330	20,003
1株当たり純資産額 (円)	140.23	103.09	79.37	96.68	132.34
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失(△) (円)	33.77	△28.36	△24.66	18.12	39.65
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	8.2	5.7	4.4	5.3	7.4
自己資本利益率 (%)	26.9	△23.1	△27.0	20.6	34.6
株価収益率 (倍)	9.6	—	—	13.8	6.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,137	513	797	1,474	777
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,064	△1,470	△358	△446	△142
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	881	928	△207	△418	△791
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	825	796	1,027	1,637	1,481
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,299 (938)	1,343 (927)	1,326 (940)	1,332 (937)	1,339 (977)

- (注) 1 1株当たり純資産額の算定上、「従業員株式給付信託(J-E-S-O-P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式を含めております。また、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式を含めております。
- 2 第40期、第43期及び第44期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第41期及び第42期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 第41期及び第42期連結会計年度の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 4 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者数は平均人員を( )外数で記載しております。
- 5 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第41期の期首から適用しており、第41期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第40期	第41期	第42期	第43期	第44期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	14,408	14,271	14,511	15,035	15,484
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	605	△22	△32	371	395
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	350	△270	△208	25	273
資本金 (百万円)	432	432	432	432	432
発行済株式総数 (株)	11,476,000	11,476,000	11,476,000	11,476,000	11,476,000
純資産額 (百万円)	1,595	1,195	987	1,013	1,240
総資産額 (百万円)	15,783	15,570	15,335	15,553	15,220
1株当たり純資産額 (円)	139.03	106.58	88.00	90.31	110.58
1株当たり配当額 (円)	6.00	—	—	4.00	10.00
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	30.54	△24.01	△18.59	2.31	24.37
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	10.1	7.7	6.4	6.5	8.2
自己資本利益率 (%)	24.3	△19.4	△19.1	2.6	24.3
株価収益率 (倍)	10.6	—	—	108.1	9.7
配当性向 (%)	19.6	—	—	173.0	41.0
従業員数 (人)	1,185	1,197	1,173	1,169	1,179
(外、平均臨時雇用者数)	(712)	(674)	(651)	(640)	(672)
株主総利回り (%)	198.2	109.6	106.0	155.7	153.3
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(142.1)	(145.0)	(153.4)	(216.8)	(213.4)
最高株価 (円)	424	330	186	388	294
最低株価 (円)	161	145	147	167	146

- (注) 1 1株当たり純資産額の算定上、「従業員株式給付信託 (J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式を、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
- 2 第40期、第43期及び第44期事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第41期及び第42期事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 3 第41期及び第42期事業年度の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 4 第41期及び第42期事業年度の配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
- 5 従業員数は、就業人員数であり、臨時雇用者数は平均人員を ( ) 外数で記載しております。
- 6 最高・最低株価は、2022年4月4日以降は東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、2022年4月3日以前は東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード) におけるものであります。
- 7 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第41期の期首から適用しており、第41期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2 【沿革】

当社は、医療法人財団池友会（本部：福岡県北九州市小倉北区、理事長：蒲池真澄、以下「池友会」という。）傘下の病院にリハビリ職員として勤務しておりました山崎嘉忠（現・当社顧問）、座小田孝安（現・当社代表取締役社長）が中心となり2000年10月に事業を開始いたしました。事業開始に当たっては、池友会理事の蒲池真澄が100%所有していた休眠会社株式会社福岡メディカル販売（1981年4月に大阪府大阪市に株式会社新鉦産業として設立。1993年4月に株式会社福岡メディカル販売に商号を変更、本店を福岡県福岡市に移転。）を運営会社として利用することとし、同社の商号を株式会社シダーに、本店を福岡県北九州市小倉北区にそれぞれ変更いたしました。その後、2001年1月に池友会の職員168名が当社に移籍しております。

株式会社シダーとして介護サービス事業を開始して以降の経緯は、次のとおりです。

年月	概要
2000年10月	介護事業への参入を企図して、株式会社福岡メディカル販売から株式会社シダーに商号変更し、本店を福岡県北九州市小倉北区大島一丁目7番19号に移転
2001年1月	福岡県及び山口県にて通所介護（デイサービス）事業、訪問看護（訪問看護・訪問リハビリ）事業、訪問介護（ホームヘルプサービス）事業、居宅介護支援（ケアプラン作成サービス）事業を開始
2001年12月	千葉県八千代市に「八千代デイサービスセンター」を開設（関東地区第一号施設）
2004年8月	滋賀県八日市（現 東近江市）に「建部デイサービスセンター」を開設（東海地区第一号施設）
2004年11月	福岡県北九州市にて認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業を開始
2005年3月	株式会社ジャスダック証券取引所に株式を上場
2005年9月	特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）事業を開始 千葉県千葉市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ あすみが丘」を開設（関東地区第一号施設）
2005年10月	福岡県北九州市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ ふじまつ」を開設（九州地区第一号施設）
2006年3月	香川県高松市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ こうざい」を開設（四国地区第一号施設）
2006年6月	北海道札幌市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ ていね」を開設（北海道地区第一号施設）
2006年8月	大阪府大阪市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ つるみ」を開設（関西地区第一号施設）
2006年11月	岡山県岡山市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ くにとみ」を開設（中国地区第一号施設）
2007年1月	岡山県岡山市にて小規模多機能型居宅介護事業を開始
2009年5月	山梨県山梨市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ こうふ」を開設（甲信地区第一号施設）
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード）に上場
2010年5月	秋田県秋田市に介護付有料老人ホーム「ラ・ナシカ あきた」を開設（東北地区第一号施設）
2011年10月	介護付有料老人ホーム2施設を運営する株式会社パインの株式100%を取得し、連結子会社とする。
2012年8月	高齢社会戦略1号投資事業有限責任組合と、資本・業務提携契約を締結
2013年7月	大阪証券取引所と東京証券取引所の合併に伴い、東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）に上場
2017年4月	給食事業を運営する味屋フーズ株式会社を設立し、連結子会社とする。
2019年3月	高齢社会戦略1号投資事業有限責任組合と、資本・業務提携契約を解消
2022年4月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、JASDAQ（スタンダード）からスタンダード市場へ移行

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社（株式会社シダー）及び子会社2社により構成されており、九州・山口地区及び関東地区を中心に、介護保険法の適用を受けるサービスを提供する事業を展開しております。

当社グループにおける事業内容は、次のとおりであります。

なお、事業区分は報告セグメントの区分と同一であります。

#### ① デイサービス事業

この事業は、介護保険法に基づく要介護・要支援認定者に対し、デイサービスセンターにおいて食事、入浴、その他日常生活の世話、機能訓練などを行い元気な意義のある生活を支援していく事業であり、当社グループの主力となる事業であります。

朝のお迎えより仕事が始まり夕方自宅にお送りするまで、事故のないようサービスに努めておりますとともに、当社グループは、特に理学療法士や作業療法士等の専門家により「リハビリテーションを中心としたサービスを積極的に行い、お客様が元気な生活が送れるよう支援する」ことを大きなテーマとして事業を展開しております。

また、カラオケやシアタールームなどの設備も完備し、多くのお客様が趣味や娯楽、また催し物など一日一日を楽しく過ごせますようサービスに努めております。営業は月曜日から日曜日まで毎日行っており、特に日曜日などはバスハイクやピクニック、観光、買い物など多彩なサービスを提供し、楽しみながら社会生活適応技能、心身活動の向上を目指しております。

#### ② 施設サービス事業

この事業は、要介護・要支援認定者が、その施設において特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を利用するサービスである「特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）」の事業と要介護・要支援認定者で認知症の状態にある方についてその共同生活を営む住居において入浴・排せつ・食事等の介護やその他日常生活上の世話及び機能訓練を行う「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」の事業を介護保険法に基づき運営しております。

#### ③ 在宅サービス事業

この事業は、介護や療養が必要な方が、住み慣れた自宅において安心して元気な生活を送ることを支援するために、「訪問リハビリテーション」「訪問看護」「訪問介護（ホームヘルパー）」「ケアプラン作成」の事業を行っております。

##### a 訪問看護・訪問リハビリテーション

このサービスは、主に介護保険又は医療保険による給付対象のサービスで、看護師がお客様の自宅を訪問し、かかりつけ医の指示書のもとに療養の世話や、診療補助又は援助等の医学的なケアサービスを行う訪問看護事業と、介護保険の趣旨である在宅において元気な生活が行われるように支援するために、特に理学療法士、作業療法士などの専門家が医師の指示書のもとに自宅でリハビリテーションを行う訪問リハビリの事業を行っております。

##### b 訪問介護（ホームヘルパー）

このサービスは、要介護・要支援認定者の日常生活の世話を行う事業で、介護福祉士、ヘルパー1級、ヘルパー2級及び介護職員初任者研修終了の資格保持者がお客様の自宅を訪問し生活全般にわたる援助を行っております。

訪問介護のサービスは、ケアマネージャーがお客様及びヘルパー事業所と綿密に打合せをして計画されたサービス計画書に基づいて行われるもので、オムツ交換、清拭、食事介助、通院介助などの身体介助サービスや調理、掃除、洗濯、買い物などの生活援助サービスがあります。

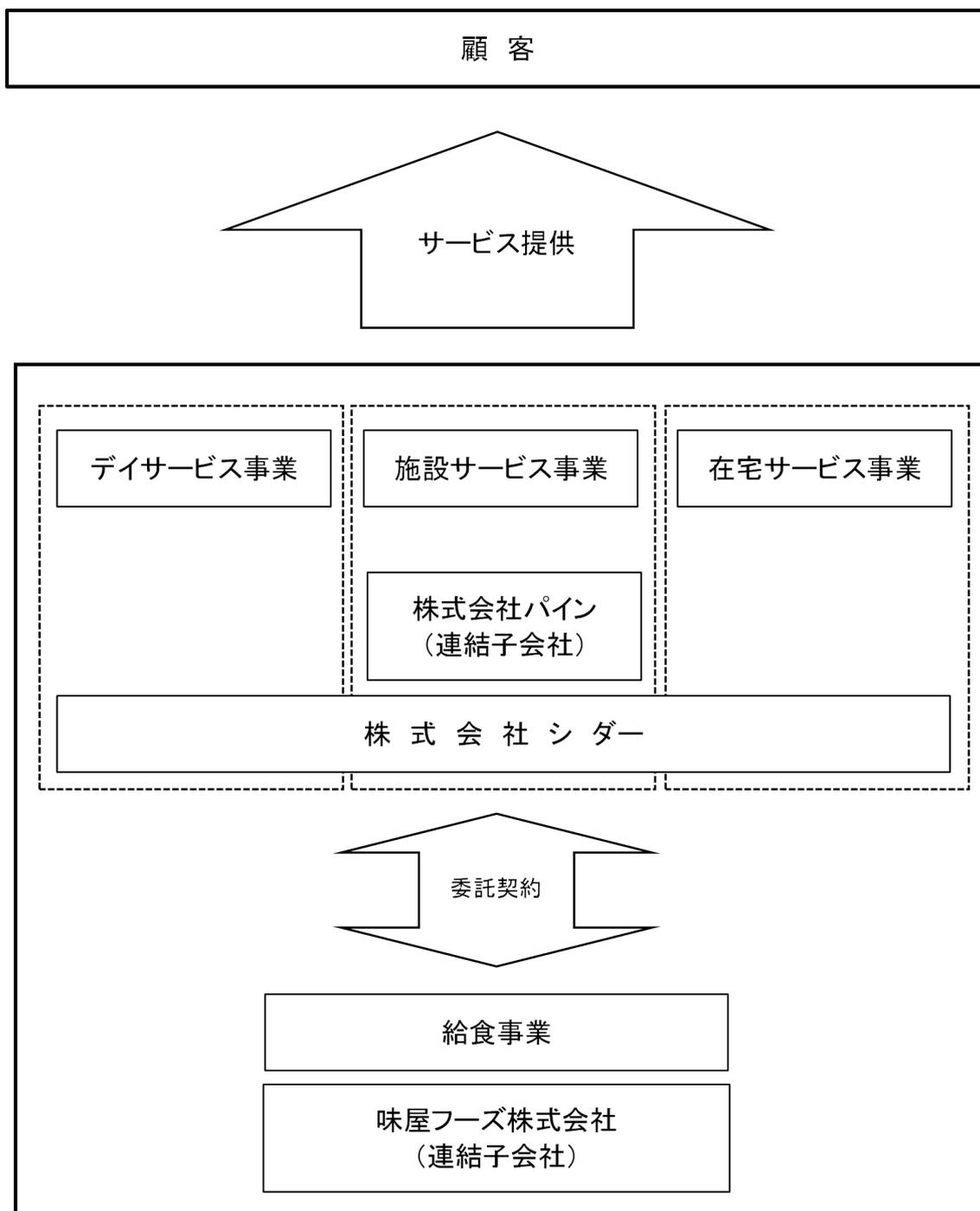
##### c ケアプラン作成

このサービスは、介護保険法に基づく要介護・要支援認定者について、専門知識を持ったケアマネージャーがお客様個人個人の要望と必要に応じたサービス計画を立てて介護サービスの選択、マネジメントを行う事業で、介護保険を利用するには絶対に欠かせないサービスであります。

#### ④ その他事業

その他事業には、福祉用具事業、障害支援事業及び給食事業が含まれております。

事業の系統図は、次のとおりであります。



#### 4 【関係会社の状況】

名 称	住 所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社パイン (注) 1	福岡県福岡市 東区	40	施設サービス事業	所 有 100.0	役員の兼任2名
味屋フーズ株式会社 (注) 1	東京都台東区	10	その他事業	所 有 90.0	役員の兼任2名

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 株式会社パインについては、売上高（連結会社相互間の内部売上を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

(1) 売上高	2,770百万円
(2) 経常利益	243百万円
(3) 当期純利益	154百万円
(4) 純資産額	269百万円
(5) 総資産額	4,825百万円

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
デイサービス事業	200	(324)
施設サービス事業	826	(371)
在宅サービス事業	182	(34)
報告セグメント計	1,208	(729)
その他	29	(233)
全社（共通）	102	(15)
合計	1,339	(977)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものです。

### (2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,179 (672)	45.4	8.4	4,471

セグメントの名称	従業員数（人）	
デイサービス事業	200	(324)
施設サービス事業	703	(300)
在宅サービス事業	182	(34)
報告セグメント計	1,085	(658)
全社（共通）	94	(14)
合計	1,179	(672)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものです。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
57.1	57.1	74.5	83.8	96.3

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

② 連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2	労働者の男女の賃金の差異 (%) (注) 1		
			全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
株式会社パイン	—	100.0	85.3	83.5	111.7
味屋フーズ株式会社	—	—	54.1	92.8	53.6

(注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3 「—」は、該当する労働者がいないことを示します。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループの経営理念は、介護保険制度の目的に沿って、社会的ニーズのあった介護サービスを中心として、特に心身に多少なり障害のある要支援者から要介護認定者に対して、リハビリテーションを中心としたサービスを積極的にいき、また在宅要介護者については、適切な訪問看護、訪問介護、訪問リハビリテーションを行い、より人間らしくその人らしく生きるために積極的な生活支援並びに社会への参加を促すことにより、地域社会に貢献することであり、

また、経営方針につきましては、

1. 利用者・入居者およびその家族の尊厳とニーズを尊重し、質の高いサービスを提供する。
2. 地域一番を目指し信頼され必要とされるサービスを提供する。
3. 積極的なリハビリテーションを中心としたサービスを提供し自立できる生活支援を行うこととしております。

こうした経営理念、経営方針のもと、当社グループは「いつも春の陽だまりでありたい」をコンセプトに、介護サービス事業を展開してまいりました。今や、高齢社会を迎え、地域に根差したノーマライゼーションのまちづくりが改めて見つめ直される中、当社グループでは介護サービスを通してより良い健康文化を提供しております。今後においても、常に利用者やその家族の立場に立ち、ニーズを幅広く収集しながら、きめ細かなサポートを提供し地域に信頼される企業を目指して積極的に取り組んでまいります。

#### (2) 中長期的な会社の経営戦略

2024年度に行われた介護報酬の改定及び介護保険制度の改正が1年を経過しています。地域包括ケアシステムの深化・推進が更に図られ在宅サービスの基盤整備や医療・介護連携、科学的介護の推進が進められます。そして、介護現場の生産性向上や介護保険制度の持続可能性向上が図られようとしています。更には、介護人材の確保として技能実習生制度の育成就労制度への変更や外国人介護人材の活用拡大が図られこの4月からは訪問介護や訪問入浴などの訪問系サービスにも外国人介護人材が活用できるようになりました。

現在、国では「2040年に向けたサービス提供体制等の在り方検討会」が行われており2025年4月10日に中間とりまとめが発表されており、この先15年間の介護サービスを取り巻く様々な問題が提起されています。

当社グループといたしましては、介護保険法の趣旨である要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、リハビリテーションを中心としたサービスの提供に取り組み、更なる事業規模の拡大を図る考えであります。主力事業であるデイサービス事業においては、介護保険制度の改定や推進に伴い、機能訓練加算や科学的介護に関わる加算など利用単価の変動等がありますが、介護予防に対応したサービスや利用者のニーズにあったサービスを提供することで幅広い新規顧客の獲得を積極的に推進してまいります。もう一方の主力事業として成長した施設サービス事業については、介護付き有料老人ホーム等の施設を、関東を中心とした1都3県や政令指定都市などの介護保険事業計画に基づいた公募に応募し積極的に展開し、将来の事業基盤を構築していく考えであります。既存施設の効率的な運営とサービスの充実を図り、施設稼働率を高く安定的に維持していくことで、新規の施設展開に伴う多額の開設経費の吸収を図ってまいりたいと考えております。

北海道地区、東北地区、関東地区、甲信・東海地区、関西地区、中国・四国地区、九州地区等に展開した有料老人ホームやデイサービスを核としてドミナントエリアの拡大を目指し、在宅サービスとの連携やM&Aなどの実施などシナジーを最大限に活用することで利用者の利便性を向上させ営業収益の増加を図ります。また、介護保険制度の改定等による影響を受けない介護保険外のサービス事業を開発することで、事業の多角化を推進していく考えです。

インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の防止についても、重症化しやすい高齢者を対象とする介護事業として今後も継続して感染対策を実施していきます。

#### (3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、わが国の介護保険を取り巻く環境を踏まえ、継続的な売上成長と、スケールメリットを追求することが必要と認識しております。これらを実現するためには、収益性、投資効率等の観点から、売上高伸長率、売上高経常利益率並びにROE（自己資本利益率）を主要な経営指標として位置づけております。当連結会計年度における売上高伸長率は3.0%（前連結会計年度は5.2%）であり、売上高経常利益率は3.7%（前連結会計年度は3.7%）であり、ROE（自己資本利益率）は34.6%（前連結会計年度は20.6%）でした。引き続きこれらの指標について、改善されるよう取り組んでまいります。

#### (4) 経営環境並びに優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

##### ①感染症の施設蔓延防止について

インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症の施設蔓延防止について、当社グループにおきましては、感染症対策マニュアルに沿った対応を続け、職員や面会される家族、外部業者などが施設にウイルスを持ち込まない体制を継続する考えであります。

## ②介護保険制度の改正について

2019年10月に実施された介護報酬改定では、消費税増税を踏まえた改定率0.54%のプラスとなっており、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、国民1人1人が個々の状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、質の高い効率的な介護の提供体制の整備を推進し、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるために特定処遇改善加算の創設が行われております。

また、2021年4月に実施された介護報酬改定では、改定率0.70%であり、そのうち0.05%は新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価（2021年9月末まで）となっています。

また、2022年10月に実施された介護報酬改定（臨時改定）では、介護職員以外の職種にも配分することが可能な介護職員等ベースアップ等支援加算の創設が行われております。

また、2024年度に実施された介護報酬改定では、介護報酬全体の改定率は1.59%プラスとなり、内訳としては、1.59%のうち0.98%が介護職員の処遇改善を目的として、また残り0.61%が介護職員以外の処遇改善を目的として引き上げとなっています。

当社グループといたしましては、介護保険制度のもと事業活動を行う中で、今後も予想される制度リスクともいえるべき法改正に柔軟に対応しつつ、当社グループの強みであるリハビリテーションにおける豊富なノウハウを積極的に活用し、快適、上質なサービスで他社との差別化を目指す考えです。また、社会的にも多くの需要が見込まれるリハビリテーションに特化したサービスをさらに強化し、サービスの向上と業容の拡大を図ってまいりたいと考えております。

## ③人材の確保について

当社グループといたしましては、グループの事業拡大に伴い、サービスを提供する人材の確保は重要な課題の一つとして認識しております。有資格者や介護経験の豊富な職員を適正に配置するため、雇用条件の見直しや働きやすい職場環境を構築することに努めております。また、各種教育研修プログラムの充実を図ることでサービスの質の向上や優秀な人材の育成に取り組んでおります。さらに、長期的に介護人材の確保・定着の推進を図るためには、介護職員が将来展望を持って介護の職場で働き続けることができるよう、能力・資格・経験等に応じた処遇が適切になされることが重要となります。「介護職員処遇改善加算」等を活用して、こうしたキャリアパスに関する仕組みを整備・拡充することで、社内の人事考課制度をさらに充実させる必要があると考えております。

また、日本人介護スタッフとは別に外国人技能実習生の受入れについては最長5年とのことでありましたが、新たな就労資格（特定技能1号）を得れば、最長10年にわたって滞在できるようになり、受け入れ態勢や技術やノウハウの教育に力をいれていく必要があると考えております。

## ④法令遵守への取り組みについて

当社グループといたしましては、介護保険制度のもと、介護サービス事業を営んでいく上で関係法令を遵守することは勿論、社会的な責務の遂行や地域での信頼関係を構築することを第一に考えております。また、事業所での教育指導の徹底を図るとともに、内部監査体制の強化や社員教育、マニュアルの整備、制度改正の勉強会、ハラスメント対策等を行うことで、法令を遵守した適切な事業運営に努めてまいり所存です。

## 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(当社グループのサステナビリティ経営の基本方針)

当社グループは、「社会的ニーズである介護サービスを中心として、リハビリテーションを中心としたサービスを積極的に行い、より人間らしく生きるために積極的な生活支援を行うことにより、社会に貢献すること」を経営理念としております。

この経営理念のもと、当社グループは、要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようリハビリテーションを中心としたサービスの提供に取り組み、常に利用者やその家族の立場に立ち、ニーズを幅広く収集しながらきめ細かなサポートを提供し、地域に信頼される企業を目指して積極的に取り組んでおります。今後も当社グループは社会の持続的な発展と当社グループの持続的な成長を目指します。

### (1) ガバナンス

当社グループは、当社グループの持続的な成長とともに社会の持続的な発展への取り組みを重要な経営課題の一つと考え、取締役会を中心としたガバナンス体制を構築しております。取締役会によりサステナビリティ活動に関する重要なリスク・機会の特定、計画の立案、重要課題の推進、進捗状況のモニタリング、達成状況の確認を行います。

### (2) 戦略

当社グループにおける人材の多様性の確保を含む人材育成の方針や社内環境整備の方針は、次のとおりであります。

当社グループは、「社会的ニーズである介護サービスを中心として、リハビリテーションを中心としたサービスを積極的に行い、より人間らしく生きるために積極的な生活支援を行うことにより、社会に貢献すること」を経営理念としており、経営理念の実現のために、介護サービスにおける人的資本や知的財産への投資を重要課題と位置づけております。

介護に関する正しい知識と技術を身につけるための教育・研修への投資により、より良い介護サービスの提供、経営基盤の強化を図り、社会の持続的な発展と当社グループの持続的な成長に資すると考えております。

#### ①女性社員等の活躍推進

当社グループは、女性従業員や中途採用者の比率が高いことから、女性社員等の活躍が会社の持続的な成長を確保する上での必要事項と認識しております。女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等で特に制限は設けておらず、多様性確保に取り組んでおります。

#### ②教育研修の充実

各種教育研修プログラムの充実を図ることで、サービスの質の向上や優秀な人材の育成に取り組むため、入社6カ月間でスキルアップ確認試験に合格できるように教育しております。

#### ③キャリアパス等に関する仕組みの整備拡充

当社グループでは、人材の多様性を確保するため、適正な人員配置に加え、他業種からの転職者を受入れ、キャリアにあった業務（理美容のサービス、車両の整備、音楽演奏等）で個々の能力を発揮する事が出来る環境を作って参ります。さらに、長期的な介護人材の確保・定着の推進を図るためには、介護職員が将来展望を持って介護の職場で働き続けることができるよう、主任試験やリーダー試験を実施しております。また、能力・資格・経験等に応じた処遇が適切になされるよう「介護職員処遇改善加算」等を活用して、給与面の整備拡充を図ってまいります。

(3) リスク管理

当社グループでは、取締役会により、リスクの対応方針や課題について、優先度を選別・評価し迅速な意思決定を図ります。リスク管理については、リスクを把握し管理を行うため、リスク管理規程を定め、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク委員会を設置しております。リスク管理規程に基づき、リスク管理に関する体制にかかる責任者及び各部門のリスク管理に係るリスク管理担当者を定め、リスクを適時に認識・把握し適切な対応を行っております。

(4) 指標及び目標

人材の多様性の確保を含む人材育成、社内環境整備については、次の指標を用いており、当該指標に関する実績及び目標は次のとおりであります。

指 標	実 績 (当連結会計年度)	目 標
管理職に占める女性労働者の割合（提出会社）	57.1%	今後も50%以上を維持
管理職に占める女性労働者の割合（連結子会社）	—	2030年度までに50%以上
男性労働者の育児休業取得率（提出会社）	57.1%	2030年度までに85%以上
男性労働者の育児休業取得率（連結子会社）	株式会社パイン 100.0%	2030年度までに85%以上
	味屋フーズ株式会社 —	2030年度までに85%以上
労働者の男女の賃金の差異（全労働者）（提出会社）	74.5%	格差を少なくする
労働者の男女の賃金の差異（全労働者）（連結子会社）	株式会社パイン 85.3%	格差を少なくする
	味屋フーズ株式会社 54.1%	格差を少なくする

### 3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のようになります。

なお、文中の将来に関する事項は、本報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

#### 1 デイサービス事業・施設サービス事業に伴うリスク

##### (1) 施設設置基準について

当社グループは、2025年3月末現在、デイサービスセンター29施設、有料老人ホーム44施設、グループホーム2施設を運営しております。

デイサービスセンター（通所介護施設）については、人員、設備等に関して「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）」（以下「基準省令」という）により各種基準が定められており、介護保険上の通所介護事業者となるためには、設備基準として食堂及び機能訓練室（3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上）、相談室、事務室、その他必要な設備及び備品を設けること、また、人員基準として利用定員が11人以上の事業所の場合、生活相談員、介護職員、看護職員、管理者を配置することとされており、さらには機能訓練加算を請求する場合は機能訓練指導員を配置する必要があります。

有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護）については、基準省令第177条において耐火建築物又は準耐火建築物であること、居室の定員は原則1名とされ13㎡以上の床面積を確保すること等が定められており、基準省令第175条においては看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で要介護者である利用者の数が3またはその端数を増すごとに1人を（3対1基準）、看護職員は、利用者の数が30を超える特定施設にあっては、常勤換算方法で1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えた人数、機能訓練指導員、計画作成担当者はそれぞれ1名ずつ、生活相談員は利用者の数が100又はその端数を増すごとに1名以上配置することが定められております。現在国の方でICTや介護ロボットを導入した場合の実証実験を行い3対1基準の見直しの検討が行われています。

グループホーム（認知症対応型共同生活介護施設）については、設備基準として1ユニット定員は5人以上9人以下とし、居室においては定員を1名、床面積7.43㎡以上とし、ほかに居間、食堂、台所、浴室など日常生活を営む上で必要な設備を設けること、人員基準として介護従事者、計画作成者に加えて施設ごとに認知症介護に関する専門知識を有する常勤で専任の管理者を置くことなどが定められております。

現在、開設済みの当社グループ施設は、上記基準に定めるすべての基準を満たしておりますが、今後欠員が生じた場合や上記基準の変更により追加的な人員補充が必要となった場合等、上記基準を満たせなくなった場合には、現在提供している介護保険法上のサービスが通常の介護報酬で請求できなくなる（減額請求）可能性があります。

また、事業拡張に伴う施設の増設に当たっては、建物や有資格者の人員の確保について、制約を受けることとなります。

当社においては、人員基準を満たす人材獲得及び研修等に積極的に取り組み、職員定着率の向上に努めております。

##### (2) デイサービスセンター及び有料老人ホームの新規開設について

当社グループの今後の事業拡大においては、主力事業であるデイサービスセンター及び有料老人ホームを展開していく必要があります。しかし、デイサービスセンター及び有料老人ホームの開設については、訪問系介護サービス施設に比べ、施設規模が大きいため多額の資金負担が生じます。また、デイサービスセンター及び有料老人ホームの運営は人件費等の固定的な費用が多いため、新規施設では多くの利用者や入居者を獲得し経営が軌道に乗るまでは赤字が継続することとなり、一時期に複数のデイサービスセンターや有料老人ホームを新設した場合は、業績が一時的に悪化する可能性があります。さらに、有料老人ホームについては市町村もしくは広域連合の公募により選定されますので、時期や開設数を当社グループでコントロールできない可能性があります。

当社においては、各行政の施設整備計画を定期的に確認して公募の状況を把握し、用地に関する情報を多方面から収集して、事業所新設が円滑に行われるように努めております。

## 2 在宅サービス事業に伴うリスク

### (1) 設置基準について

当社グループは、2025年3月末現在、訪問看護ステーション7事業所、ヘルパーステーション3事業所、ケアプランセンター23事業所を運営しております。

これらの在宅サービス事業を行うには、各事業所ごとに厚生労働省令で定められた人員基準を満たす必要があります。また、人員基準を満たすには所定の有資格者を配置することが必要となります。現在、当社グループが運営している事業所は、人員基準をすべて満たしておりますが、今後欠員が生じた場合や基準の変更により追加的な人員補充が必要となった場合等、人員基準を満たせなくなった場合には、現在提供している介護保険法上のサービスが通常の介護報酬で請求できなくなる可能性があります。

当社においては、人員基準を満たす人材獲得及び研修等に積極的に取り組み、職員定着率の向上に努めております。

## 3 事業全体に係るリスク

### (1) 競争について

2000年4月の介護保険法の施行により、介護サービス業者の新規設立、大手企業や異業種の新規参入、地方自治体、医療法人等の様々な事業主体が介護市場に参入しました。高齢化社会の進展により要介護認定者の増加基調が予想されることから、今後も既存事業者の事業拡大及び新規参入業者の増加が予想されます。従って、今後の新規参入や競争の激化に伴い、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。このため、当社グループにおきましては、経営理念に基づいたきめ細やかなサポートを提供することで競合他社との差別化を図る考えであります。

### (2) 従業員の確保について

当社グループが事業規模を維持・拡大していくためには、それに見合った人員の確保が必要となります。介護保険事業の拡大に伴い、全般的に有資格者に対する需要が増大している中、こうした資格を持つ人材の獲得は容易ではなく、また、人材の育成も施設の増設を中心とした事業規模の拡大に追いつかないおそれがあります。このことは、新たな施設の増設ができない等、当社グループの事業拡大に当たり影響を与える可能性があります。当社グループにおきましては、人材育成及び職員定着率の向上を重要な課題と考え、研修等に積極的に取り組んでおります。

### (3) 介護保険法に基づく指定等について

当社グループは、介護保険法第70条及び第79条により都道府県知事の指定を受け、デイサービス事業、施設サービス事業、在宅サービス事業を行っております。

2006年4月1日の法改正により、指定介護予防サービス（指定介護予防通所介護事業、指定介護予防訪問看護事業、指定介護予防訪問介護事業、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業）を法第115条の二による都道府県知事の指定を受け、当該事業を行っております。居宅介護支援事業につきましては、法第115条二十一により指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）より一部業務の委託を受けて支援事業を行っております。認知症対応型共同生活介護事業につきましては、指定・監督権限が都道府県知事から市町村長に移行し、地域密着型サービス事業（指定認知症対応型共同生活介護事業）及び地域密着型介護予防サービス事業（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業）を法第78条の二及び第115条の十一により市町村長の指定を受け、当該事業を行っております。また、これらの指定に関して、介護保険法では2006年4月より6年間の有効期限が設けられており、引き続き指定事業所として事業を行う場合は、更新手続が必要になっております。

さらに有料老人ホームの開設に当たっては老人福祉法第29条により都道府県知事への届け出が必要となります。

また、介護保険法第77条及び第84条、第115条の八、十七及び二十六に指定の取消し事由として、設備基準や人員基準等の各種基準が充足できなくなった場合のほか、介護報酬の不正請求、帳簿書類等の虚偽報告、検査の忌避等が定められております。現在、当社グループには、これらの指定の取消し事由に該当する事実は発生していません。

万一、指定の取消し事由に該当する事実が発生した場合には、上記指定が取消されることとなり、当社グループ事業の継続に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、今後も業務管理体制及び法令遵守の体制を整えていく考えであります。

### (4) 介護保険法による影響について

当社グループの事業は、介護保険法の適用を受けるサービスの提供を内容とし、各種介護サービス費用の約9割（収入に応じて8割及び7割）とケアプランの10割は、介護保険により給付されるため、当社グループの事業には介護保険制度の影響を受ける部分が多くあります。

介護保険法は、施行後5年を目処として法律全般に検討が加えられ、その結果に基づいて見直しを加えられることとされておりますが（同法附則第2条）、法令解釈や自治体等の実務的な取扱が必ずしも一定していない側

面があるため、関係法令の改正や法解釈、実務的な取扱いの変更により、現状の当社グループ事業の円滑な運営が阻害され、または、事業内容の変更を余儀なくされる可能性があります。

また、介護報酬の基準単位もしくは一単位当たりの単価又は支給限度額は、当社グループの事業の状況に関わりなく介護保険法及びそれに基づく政省令により定められているため、その改定により事業の採算性に問題が生じる可能性もあります。さらに、不況による保険料徴収の減少や少子高齢化による負担者層の減少が予想されるなど、介護保険の財政基盤は磐石ではなく、介護保険の自己負担分が引上げられた場合などには、介護保険制度の利用が抑制される可能性があり、この場合、当社グループの業績も影響を受けるおそれがあります。

さらに、介護保険法及びそれに基づく政省令等においては、利用者の保護という観点から、事業者の利用者に対する行為について詳細に規定されており、当社グループも介護サービス事業者としてこれらの規定に従って事業を行うことが法令上求められています。当社グループは、従業員の教育や業務マニュアルの整備等により法令遵守のために必要な体制を構築してまいりましたが、万一、法令違反等により監督官庁から何等かの処分を受けることとなった場合には、施設の運営に影響を受ける可能性があります。

当社グループでは、施設運営を円滑に行えるよう、介護保険法改正について社内研修を行っております。

#### (5) 情報管理について

当社グループが提供しているサービスは業務上、極めて重要な個人情報を取り扱います。在宅介護サービスでは、利用者の家庭に上がってサービスを実施しているため、当社グループスタッフは利用者本人のみならず、その家族等を含めた様々な個人情報に接することになります。

当社グループは、顧客情報については十分な管理を行っておりますが、万一、顧客の情報が外部に流出した場合には、当社グループの信用力が低下し、当社グループの業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、利用者の増加に伴って管理すべき情報の電子化や高度なセキュリティシステムが必要になるなど情報管理に関するコストが増加する可能性があります。

当社グループでは今後も内部統制の整備及び適正な運用を行う考えであります。

#### (6) 高齢者等に対する事業であることについて

当社グループの事業は、要介護認定を受けた高齢者等に対するものであることから、サービス提供中の転倒事故や感染症の集団発生等、施設内並びに在宅介護サービス提供中の安全衛生管理には細心の注意を払い、従業員の教育指導はもとより運営ノウハウが蓄積された業務マニュアルの遵守を徹底するなど、万全を期しております。しかしながら、万一、事故等が発生した場合には、当社グループの信用力が低下し、連鎖的に利用を控える方が増えるおそれがあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 自然災害や感染症の流行について

地震、台風、大雨、大雪等の自然災害が発生しやむなく業務を停止せざるを得なくなる場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、インフルエンザ等の感染症が流行した場合には、利用者が当社グループ施設の利用を控えることが想定されるため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。このため、当社グループでは、自然災害時に安否確認を迅速に行う体制、避難所として施設を開放することで、利用者だけでなく、地域住民と密接な関係を構築するように努力しております。また感染症に関する情報を早期に発信し、自宅での予防対策までフォローするようにしております。

#### (8) 風評等の影響について

介護サービス事業は、利用者及びその介護に関わる方々の信頼関係や評判が当社グループの事業運営に大きな影響を与えると認識しております。社員には、当社グループの経営理念を浸透させ、利用者の信頼を得られる質の高いサービスを提供するよう日頃から指導・教育をしておりますが、何らかの理由により当社グループに対するネガティブな情報や風評が流れた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。このため入社時のオリエンテーションや新人研修を綿密に計画し実施することで、ネガティブな情報や風評に左右されない社員を育て、経営理念に基づく施設運営を行っております。

#### (9) 金利変動リスクについて

新規施設の開設には多額の投資が必要であり、当社グループの事業計画を達成する上で新規施設開設のための資金調達が不可欠となります。当社グループは従来、新規施設開設資金を銀行からの借入金により調達してまいりましたので、有利子負債の残高が2025年3月期末現在14,472百万円となっており、総資産に占める有利子負債残高の比率は2025年3月期末72.4%と借入金依存度が高い水準にあります。

なお、当社グループの売上高に対する支払利息の比率は、2025年3月期において1.8%となっております。今後は資本市場からの調達等、資金調達手段の多様化のための施策を講じてまいりますが、他の手段により必要な資金が調達できない場合には、引き続き銀行等からの借入により対応することとなり、それにより借入金が増加することが想定されます。この場合、今後金利が0.1%上昇した場合でも経営成績には10百万円程の影響があり、当社グループの利益を圧迫する可能性があります。このため、各施設は利益率向上に注力し、自己資本を高めて借入依存度を低下させる対策をとっております。

(10) 固定資産の減損に関するリスク

当社グループは、複数の事業所を運営しており、当該事業所に係る建物・土地などの固定資産を保有しております。事業所の収益性の悪化により、固定資産の簿価を割引前将来キャッシュ・フローで回収できない場合には、当該固定資産について減損処理を行うこととなります。今後も減損損失を計上する可能性があるため、各事業所においてそれぞれの特色を出し、地域でも選ばれる事業所作りを行い、収益性を高めていく考えであります。

(11) 環境・気候変動について

当社グループは、気候変動に係るリスク及び収益機会を巡る課題への取り組みが重要であると考えております。今後は、更なる環境負荷低減を目指し、脱炭素社会実現への責務を果たすべく運営する老人ホームやデイサービスでの省電力設備導入等により温室効果ガスの排出量削減等の環境課題に取り組み、持続可能な社会の実現を目指してまいります。しかしながら、これらの対応が遅れた場合や適切に行われなかった場合、当社グループの企業イメージに対する社会的な信用低下を招き、当社グループの事業展開、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### 1 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

##### ①経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、緩やかな回復基調が続いている一方、資源価格や原材料価格の高騰、物価の上昇、世界情勢の緊迫化など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

介護サービス業界におきましては、引き続き超高齢化社会への移行に伴い、介護サービスの利用者数は増加し、需要は更に高まっております。

その一方で、様々な業種にて人材不足が叫ばれている中、介護サービス業界におきましても、海外の人材も含め、人材確保に取り組むことは急務となっており、有資格者の確保はとりわけ困難な状況となっております。それらを改善するために、業界では、介護事業に従事することが社会において魅力があり、生きがいを持てる環境造りが求められております。

このような状況のもと当社グループにおきましては、収益面では、既存施設において施設稼働率を上昇させるため、新規利用者の獲得とサービスの向上に努めました。費用面では、介護職員に係る人件費の増加により売上原価が増加し、また、管理部門の強化等により販売費及び一般管理費も増加しました。

この結果、当連結会計年度の売上高は17,829百万円（前連結会計年度比3.0%増）となり、営業利益は892百万円（同16.2%増）、経常利益は668百万円（同3.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は444百万円（同118.8%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

##### （デイサービス事業）

当セグメントにおきましては、既存デイサービス施設のサービスの質の向上により施設稼働率の向上に努めました。その結果、売上高は3,899百万円（前連結会計年度比6.6%増）、セグメント利益は350百万円（同6.7%増）となりました。

##### （施設サービス事業）

当セグメントにおきましては、既存の有料老人ホームの入居者獲得に注力し入居率の向上に努めました。その結果、売上高は12,674百万円（同2.0%増）、セグメント利益は1,773百万円（同6.6%増）となりました。

##### （在宅サービス事業）

当セグメントにおきましては、利益率の改善のため人員配置や業務手順の見直し等、効率的な運営に取り組むことに注力してまいりましたが、売上高は1,158百万円（同3.6%増）、セグメント損失は62百万円（前連結会計年度はセグメント損失55百万円）となりました。

##### ②財政状態の状況

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べて327百万円減少して20,003百万円となりました。これは主として、土地が249百万円増加し、現金及び預金が156百万円、リース資産が217百万円、敷金及び保証金が88百万円、長期前払費用が132百万円減少したことによるものであります。負債につきましては、前連結会計年度末に比べて729百万円減少して18,507百万円となりました。これは主として、短期借入金が330百万円、資産除去債務が246百万円増加し、預り金が111百万円、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）が864百万円、長期リース債務が221百万円減少したことによるものであります。また、純資産につきましては、前連結会計年度末に比べて402百万円増加して1,496百万円となりました。これは主として、利益剰余金が398百万円増加したことによるものであります。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べて156百万円減少して1,481百万円となりました。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動の結果、獲得した資金は777百万円（前連結会計年度比47.3%減）となりました。その主な内訳は、収入要因として税金等調整前当期純利益601百万円、減価償却費728百万円、支出要因としては特別功労金の支払額250百万円であります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動の結果、使用した資金は142百万円（同68.1%減）となりました。その主な内訳は、支出要因として有形固定資産の取得による支出482百万円、預り保証金の返還による支出137百万円、収入要因としては預り保証金の受け入れによる収入137百万円、保険積立金の解約による収入が264百万円であります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動の結果、使用した資金は791百万円（同89.3%増）となりました。その主な内訳は、支出要因として短期借入金の返済による支出2,070百万円、長期借入金の返済による支出864百万円、リース債務の返済による支出211百万円、収入要因として短期借入れによる収入2,400百万円であります。

## (3) 生産、受注及び販売の実績

### ①生産実績

当社グループは生産を行っていないため、該当事項はありません。

### ②受注実績

当社グループは受注を行っていないため、該当事項はありません。

### ③販売実績

当連結会計年度における売上実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

なお、当社グループは一般顧客を対象とした介護サービス事業ですので、特定の販売先等はありません。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比 (%)
デイサービス事業 (百万円)	3,899	6.6%
施設サービス事業 (百万円)	12,674	2.0%
在宅サービス事業 (百万円)	1,158	3.6%
報告セグメント計 (百万円)	17,732	3.1%
その他事業 (百万円)	96	△2.9%
合計 (百万円)	17,829	3.0%

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

## 2 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

### (1) 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

#### ①経営成績の分析

- a 当連結会計年度につきましては、既存施設の入居率向上に注力したことから売上高は17,829百万円（前連結会計年度比3.0%増）となりました。
- b 売上原価につきましては、人件費の増加、仕入高や給食委託費が増加いたしました。その結果、15,484百万円（同2.6%増）となりました。
- c 販売費及び一般管理費につきましては、人件費の増加、旅費交通費や募集費が増加いたしました。その結果、1,452百万円（同0.5%増）となりました。
- d 営業利益につきましては、有料老人ホームの入居者獲得及びデイサービス施設のサービスの質の向上により施設稼働率の向上に努めたことにより、営業利益892百万円（同16.2%増）となりました。
- e 営業外収益につきましては、111百万円（同48.2%減）となりました。これは主に、処遇改善支援補助金、物価高騰対策支援補助金によるものであります。  
営業外費用につきましては、335百万円（同0.4%減）となりました。これは主に、銀行借入及びリース取引に伴う支払利息によるものであります。
- f 特別利益につきましては、183百万円（前連結会計年度は一百万円）となりました。これは、建物及び構築物、土地等の固定資産売却、退任取締役の保険解約返戻金によるものであります。
- g 特別損失につきましては、250百万円（同1.6%増）となりました。これは、退任取締役への特別功労金によるものであります。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

#### (デイサービス事業)

当セグメントにおきましては、既存デイサービス施設のサービスの質の向上により施設稼働率の向上に努めました。その結果、売上高は3,899百万円（前連結会計年度比6.6%増）、セグメント利益は350百万円（同6.7%増）となりました。

#### (施設サービス事業)

当セグメントにおきましては、既存の有料老人ホームの入居者獲得に注力し入居率の向上に努めました。その結果、売上高は12,674百万円（同2.0%増）、セグメント利益は1,773百万円（同6.6%増）となりました。

#### (在宅サービス事業)

当セグメントにおきましては、利益率の改善のため人員配置や業務手順の見直し等、効率的な運営に取り組むことに注力してまいりましたが、売上高は1,158百万円（同3.6%増）、セグメント損失は62百万円（前連結会計年度はセグメント損失55百万円）となりました。

当社グループは、わが国の介護保険を取り巻く環境を踏まえ、継続的な売上成長と、スケールメリットを追求することが必要と認識しております。これらを実現するためには、収益性、投資効率等の観点から、売上高伸長率、売上高経常利益率並びにROE（自己資本利益率）を主要な経営指標として位置づけております。当連結会計年度における売上高伸長率は3.0%（前連結会計年度は5.2%）であり、売上高経常利益率は3.7%（前連結会計年度は3.7%）であり、ROE（自己資本利益率）は34.6%（前連結会計年度は20.6%）でした。引き続きこれらの指標について、改善されるよう取り組んでまいります。

#### ②財政状態の分析

##### a 流動資産

当連結会計年度における流動資産は、4,598百万円（前連結会計年度比2.6%減）となり、前連結会計年度に比べ120百万円減少しました。この主な要因は、現金及び預金が156百万円減少したことによるものであります。

##### b 固定資産

当連結会計年度における固定資産は、15,405百万円（同1.3%減）となり、前連結会計年度に比べ206百万円減少しました。この主な要因は、土地が249百万円増加、リース資産が217百万円、敷金及び保証金が88百万円、長期前払費用が132百万円減少したことによるものであります。

##### c 流動負債

当連結会計年度における流動負債は、6,466百万円（同0.6%増）となり、前連結会計年度に比べ36百万円増加しました。この主な要因は、短期借入金が330百万円増加、預り金が111百万円、1年内返済予定の長期借入金56百万円、未払金が55百万円、未払法人税等が54百万円減少したことによるものであります。

##### d 固定負債

当連結会計年度における固定負債は、12,040百万円（同6.0%減）となり、前連結会計年度に比べ765百万円減少しました。この主な要因は、資産除去債務が246百万円増加、長期借入金が807百万円、リース債務が221百万円減少したことによるものであります。

e 純資産

当連結会計年度における純資産は、1,496百万円（同36.7%増）となり、前連結会計年度に比べ402百万円増加しました。この主な要因は、利益剰余金が398百万円増加したことによるものであります。

これらの結果、当連結会計年度における総資産は20,003百万円（同1.6%減）となり、前連結会計年度に比べ327百万円減少しました。

(2) キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、第2 事業の状況の「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 1 経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

当社グループの業容拡大についてはデイサービスセンターと有料老人ホームの新規開設に負う部分が大きく、今後も事業拡大のため積極的に事業所開設を行う考えであります。開設に係る用地取得資金、建設資金及び建物の賃借契約にかかる敷金・建設協力金等につきましては、獲得した営業活動によるキャッシュ・フローや銀行借入を含めた収支のバランスを勘案しながら最善の資金調達手段を検討していく考えであります。

(3) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。なお、連結財務諸表作成に際しては経営者の判断に基づく会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告に影響を与える見積りが必要ですが、この判断及び見積りは、過去の実績を勘案するなど、可能な限り合理的な根拠を有した仮定や基準を設定した上で実施しております。しかしながら、事前に予測不能な事象の発生等により実際の結果が現時点の見積りと異なる場合も考えられます。当社グループの連結財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針は、第5 経理の状況の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。以下に掲げる会計方針は連結財務諸表作成における重要な見積りの判断に影響を及ぼすと考えておりますので、特に記述いたします。

・固定資産の減損

当社グループは、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、原則として、事業所を単位としてグルーピングを行い、減損処理の要否を検討しております。減損損失の認識に当たり使用する割引前将来キャッシュ・フローの算定においては、利用者数や入居者数の増減など、様々な仮定をおいて見積りを行っております。

ただし、これらの見積りには不確実性があり、経済状況の変動等により見直しが必要となった場合には損失額が増減する可能性があります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は787百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと次のとおりであります。

##### (1) デイサービス事業

当連結会計年度の主な設備投資は、99百万円であります。この主な内訳は、既存1施設の駐車場用土地の購入によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

##### (2) 施設サービス事業

当連結会計年度の主な設備投資は、392百万円であります。この主な内訳は、資産除去債務の見積りの変更に伴う建物及び構築物の増加、既存施設の設備の更新及びリフォームによるものであります。

なお、当連結会計年度に実施しました重要な設備の売却は、甲信地区の1施設（山梨県山梨市）の建物及び土地の売却であります。

##### (3) 在宅サービス事業

当連結会計年度の主な設備投資は、11百万円であります。この主な内訳は、備品の購入等によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

##### (4) 全社（共通）

当連結会計年度の主な設備投資は、284百万円であります。この主な内訳は、北海道地区の土地の取得、既存1施設の移転用土地の取得及び備品の購入等によるものであります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

##### (1) 提出会社

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	事業 所数	設備の 内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
				建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
本社 (北九州市小倉北区)	—	—	本社及び 介護拠点	357	16	362 (3,154.27)	0	16	753	55 (7)
北海道地区	施設サービス事業	3施設	介護拠点	235	18	100 (1,875.91)	114	—	468	58 (13)
東北地区	施設サービス事業	2施設	介護拠点	2	7	— (—)	454	—	464	35 (16)
関東地区	デイサービス事業 施設サービス事業 在宅サービス事業	9施設 13施設 9施設	介護拠点	537	56	691 (7,883.71)	1,095	0	2,381	327 (219)
甲信・東海地区	デイサービス事業 施設サービス事業 在宅サービス事業	4施設 8施設 1施設	介護拠点	386	21	118 (2,281.73)	987	—	1,514	165 (94)
関西地区	施設サービス事業	4施設	介護拠点	930	7	— (—)	—	—	937	97 (44)
中国・四国地区	デイサービス事業 施設サービス事業 在宅サービス事業 その他	3施設 4施設 4施設 1施設	介護拠点 及び 賃貸施設	286	18	379 (4,067.67)	0	—	683	116 (70)
九州地区	デイサービス事業 施設サービス事業 在宅サービス事業	13施設 6施設 19施設	介護拠点	1,017	31	757 (11,579.97)	—	—	1,806	326 (212)
合計				3,753	178	2,409 (30,843.26)	2,651	16	9,010	1,179 (675)

- (注) 1 帳簿価額のうち、「その他」は車両運搬具であります。  
 2 現在休止中の設備はありません。  
 3 従業員数の( )は、期末時点の臨時雇用者数を外書きしております。  
 4 上記の他、主要な設備の賃借及びリース設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 及び年間賃借料 (百万円)
ラ・ナシカふじまつ (福岡県北九州市)他 12事業所 (所有権移転外ファイナンス・リース)	施設サービス事業	介護拠点	310
黒崎デイサービスセンター (福岡県北九州市)他 40事業所 (オペレーティング・リース)	デイサービス事業 施設サービス事業	介護拠点	438
小文字デイサービスセンター (福岡県北九州市)他 104事業所 (オペレーティング・リース)	本 社 デイサービス事業 施設サービス事業 在宅サービス事業	業務車両 566台	207
合計			956

(2) 子会社

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の 名 称	事 業 所 数	設 備 の 内 容	帳簿価額 (百万円)					従業 員数 (人)	
					建 物 及 び 構 築 物	工 具、 器 具 及 び 備 品	土 地 (面積㎡)	リ ー ス 資 産	そ の 他		合 計
株式会社 パイン	北海道地区	施設サービス事業	1施設	介護拠点	571	1	— (—)	9	—	582	10 (7)
株式会社 パイン	関東地区	施設サービス事業	3施設	介護拠点	1,813	1	— (—)	563	—	2,379	64 (45)
株式会社 パイン	九州地区	施設サービス事業 そ の 他	4施設	本社及び 介護拠点 そ の 他	269	7	368 (5,431.10)	3	0	509	59 (32)
味屋フーズ株式会社	関東地区	そ の 他	1施設	本社及び そ の 他	—	—	— (—)	—	—	—	27 (215)
合計					2,654	11	368 (5,431.10)	576	0	3,611	160 (299)

- (注) 1 現在休止中の設備はありません。  
 2 従業員数の( )は、期末時点の臨時雇用者数を外書きしております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

特記すべき事項はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月26日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,476,000	11,476,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	11,476,000	11,476,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### ①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### ②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### ③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
2014年1月1日 (注)	5,738,000	11,476,000	—	432	—	308

(注) 株式分割(1:2)によるものであります。

## (5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	2	19	30	8	11	3,976	4,046	—
所有株式数(単元)	—	2,957	3,385	22,956	484	930	84,002	114,714	4,600
所有株式数の割合(%)	—	2.58	2.95	20.01	0.42	0.81	73.23	100	—

(注) 1 自己株式137株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に37株含まれております。

2 「金融機関」に、「従業員株式給付信託（J-E S O P）」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する株式2,539単元が含まれております。なお、当該株式については、連結財務諸表及び財務諸表において自己株式として表示しております。

## (6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
山崎 嘉 忠	福岡県北九州市小倉南区	2,915	25.40
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田3-3-5	918	7.99
シダー取引先持株会	福岡県北九州市小倉北区足立2-1-1	783	6.82
座小田 孝 安	福岡県北九州市若松区	574	5.00
有限会社タチバナ	福岡県古賀市青柳町362-1	346	3.02
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋2-4-2	301	2.62
岡 田 耕 平	北海道札幌市	280	2.43
久 保 賢 司	高知県高知市	265	2.30
富士産業株式会社	東京都港区新橋5-32-7	264	2.30
中 濱 眞 二	兵庫県尼崎市	261	2.27
計	—	6,909	60.20

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 100	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 11,471,300	114,713	—
単元未満株式	普通株式 4,600	—	—
発行済株式総数	11,476,000	—	—
総株主の議決権	—	114,713	—

(注) 1 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社所有の自己株式37株が含まれております。

2 「完全議決権株式 (その他)」欄には、「従業員株式給付信託 (J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する株式253,900株 (議決権の数2,539個) が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社シダー	福岡県北九州市 小倉北区足立2-1-1	100	—	100	0.0
計	—	100	—	100	0.0

(注) 「従業員株式給付信託 (J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する株式253,900株については、上記の自己株式等に含まれておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

株式給付信託 (J-ESOP)

① 従業員株式所有制度の概要

当社は、当社の株価や業績と従業員 (当社及び当社の子会社の従業員) の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しております。

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権の取得をした時に当該付与ポイントに相当する当社株式を退職時に給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

② 従業員に取得させる予定の株式の総数

提出日現在で、株式給付信託口が当社株式を253,900株取得しております。

今後、信託口が当社株式を取得する予定は未定であります。

③ 当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲  
株式給付規程の定めにより財産給付を受ける権利が確定した従業員

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】  
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】  
該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 ( — )	—	—	—	—
保有自己株式数	137	—	137	—

(注) 1 上記の保有自己株式数には、株式給付信託口が保有する株式数 (253,900株) は含めておりません。

2 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めておりません。

## 3 【配当政策】

当社は、中長期的な企業価値の向上及び経営基盤強化のため、事業拡大による成長のための投資資金及び内部留保の充実と利益配分とのバランスを念頭に、株主への安定継続した配当に加え業績の伸長に応じた配当を実施すべきものと考えております。

当社は期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり10円の配当を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、コスト競争力を高めるとともに新規事業への展開を図るために、有効に投資してまいりたいと考えております。

また、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2025年6月26日 定時株主総会決議	114	10

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

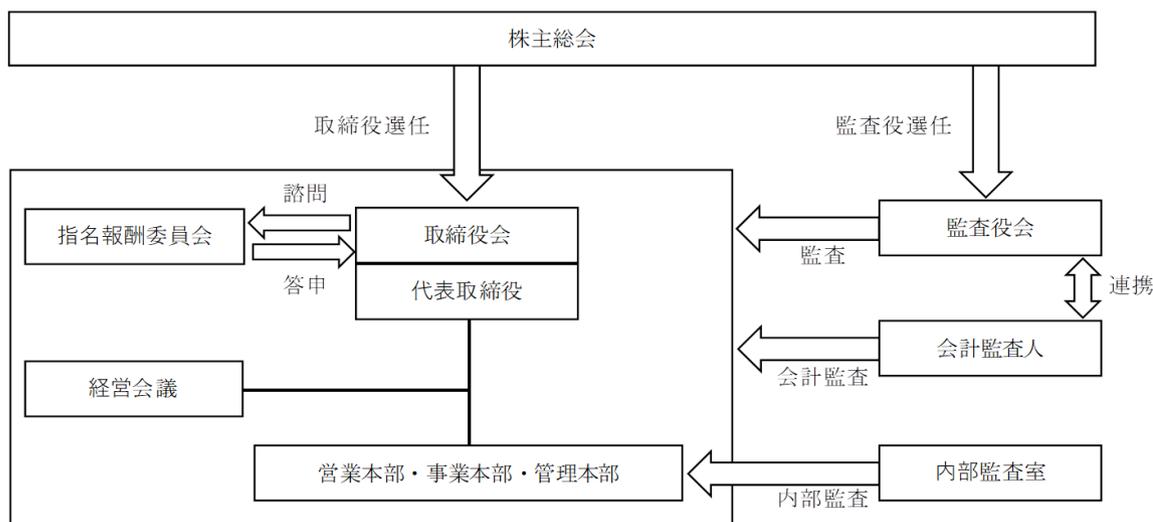
##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスについて、当社の利害関係者と良好な関係を構築するに当たっての重要事項と考えております。当社の意思決定や行動が法令や市場のルールに反していないかという適法性を重視するだけでなく、社会に貢献しているか、社会の要請に反していないかという企業の社会性も重視しています。そして、コーポレート・ガバナンスが適確に機能するためには、徹底した透明性が必要であると考えております。法令等で義務付けられた範囲に限定することなく、株主や投資家をはじめ、従業員、地域社会や顧客に対して積極的に情報開示を行っていく考えであります。

###### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

###### a 企業統治体制の概要



###### i 取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長 座小田孝安が議長を務めております。構成メンバーは、代表取締役社長 座小田孝安、取締役 下屋敷寛、取締役 上原賢吾、社外取締役 中村儀成、社外取締役 安成信次の取締役5名（うち社外取締役2名）で構成されており、業務執行の迅速な意思決定や透明性を維持する組織を構築しております。また、取締役会には、監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監督・監視する体制となっております。

###### ii 監査役会

当社の監査役会は、監査役（常勤） 二之宮さおり、社外監査役（非常勤） 大野繁樹、社外監査役（非常勤） 時枝和正の監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役の独立性と客観性を確保するため、社外監査役（非常勤）を2名選任しており、取締役会の業務執行の監督・監視機能を強化しております。

###### iii 内部監査室

代表取締役の直轄組織として内部監査室（7名）を設置しており、内部監査室長は白川敬子が務めております。内部監査室においては、当社各事業部門が関係法令や社内規程を順守し、適切な運営がなされているか監査・指摘・検証を行っております。

###### iv 会計監査人

会計監査人として有限責任監査法人トーマツを選任しております。詳細は「(3) 監査の状況」に記載のとおりであります。

###### v 指名報酬委員会

当社は取締役及び監査役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の公正性・透明性・独立性・客観性を高めるとともに説明責任を強化し、コーポレートガバナンスの充実に図るため、任意の指名報酬委員会を設置しております。当委員会は、取締役会からの諮問に応じて、取締役の指名及び報酬等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して答申を行います。当委員会は、取締役会が選定した3名以上の取締役又は監査役で構成され、当委員会の過半数は、独立社外取締役又は独立社外監査役としております。当委員会は、代表取締役社長 座小田孝安が委員長を務めております。構成メンバーは、社外取締役 中村儀成、社外監査役（非常勤） 時枝和正で構成されております。

b 当該体制を採用する理由

当該体制を採用する理由としましては、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から上記のような体制が当社にとって最適であると考えているためであります。

③ 企業統治に関するその他の事項

a 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i 当社は、企業行動指針を定め、リスク管理及びコンプライアンスに関する体制を全体に統括する組織として、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
- ii コンプライアンスに関する体制を整備するため、コンプライアンス管理規程を定め、周知・徹底する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i 取締役の職務執行に係る文書その他の情報について、法令及び文書・情報に係る社内規程に従い、適切に保存・管理を行う。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i 当社の経営に重大な影響を及ぼす全社のリスクを把握し管理を行うため、リスク管理規程を定め、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
- ii リスク管理規程に基づき、リスク管理に関する体制にかかる責任者及び各部門内のリスク管理に係るリスク管理担当者を定め、リスクを適時に認識・把握し、適切な対応を行う。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i 取締役会を月1回定時に開催し、また、必要に応じて適宜臨時に開催し、法定事項のほか、業務執行に関する基本事項・重要事項の方針について決定する。

e 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- i 監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を設置することができる。
- ii 取締役からの独立性を確保するため、監査役補助者の人事等については、監査役と事前に協議し決定する。

f 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i 取締役または使用人は、監査役に対して、法定事項のほか、当社に重大な影響を及ぼす職務の執行の状況について報告する。
- ii 監査役は、取締役会の他、重要な会議に出席し、業務の執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。
- iii 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等連携を図っていく。

上記の内部統制システムを整備することによって、不測の事態や業務上の人為的な過誤を未然に防ぎ、株主や投資家の信頼を失うことがないように、全社を挙げて内部統制システムの確立に取り組み、運用の徹底を図ってまいる所存です。

また、当社の子会社の業務の適正を確保するため、当社の内部監査部門は、定期的の子会社の業務監査を行うことに加えてコンプライアンス・リスク管理体制等に関しましても監査を実施し、その結果を社長及び監査役に報告することとしております。また、子会社の経営活動上の重要な意思決定事項については、当社取締役会に報告し、承認を得て行うこととしております。

④ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

⑤ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑦ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑧ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑨ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑩ 役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、役員（取締役および監査役）が業務に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

⑪ 取締役会の活動状況

当事業年度における当社の取締役会は月次で開催される他、必要に応じて随時開催しております。個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
山崎 嘉忠	5回	1回
座小田 孝安	19回	19回
下屋敷 寛	19回	19回
上原 賢吾	19回	19回
中村 儀成	19回	13回
安成 信次	19回	7回

取締役会における具体的な検討内容は次のとおりであります。

- ・決議事項：株主総会に関する事項、決算に関する事項、取締役に係る事項、株式に関する事項、予算や事業計画に関する事項、人事・組織に関する事項、資金に関する事項、子会社に関する事項、サステナビリティ関連事項
- ・報告事項：事業報告（営業報告及び人事関連報告）、監査報告、内部監査状況報告、サステナビリティ関連事項

⑫ 指名報酬委員会の活動状況

当事業年度にかかる報酬額の決定過程における指名報酬委員会の審議は2024年に1回開催し、取締役の報酬等の妥当性について協議を行いました。取締役の報酬等の額については、国内の同業又は同規模の他企業との比較し報酬案を算定し、取締役会に答申しております。

なお、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
座小田 孝安	1回	1回
中村 儀成	1回	1回
時枝 和正	1回	1回

## (2) 【役員の状況】

## ① 役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	座小田 孝安	1963年1月25 日生	1985年3月 昭和病院入職 1986年4月 小文字病院入職 2000年7月 株式会社メディックスジャパン入社 2000年10月 当社入社、当社専務取締役営業本部長就任 2013年11月 当社代表取締役専務営業本部長就任 2016年6月 当社代表取締役社長就任 (現任)	(注) 3	574,100
取締役 管理本部長	下屋敷 寛	1962年12月16 日生	1987年4月 日本金属㈱入社 1997年9月 日本エスエム㈱入社 2000年12月 小文字病院入職 2001年2月 当社入社 2005年4月 当社経理部長 2018年4月 当社管理本部長就任 2018年6月 当社取締役管理本部長就任 (現任)	(注) 3	22,800
取締役 営業本部長	上原 賢吾	1973年5月27 日生	1998年4月 小文字病院入職 2001年6月 当社入社 2020年4月 当社営業部次長就任 2022年6月 当社取締役営業本部長就任 (現任)	(注) 3	4,400
取締役	中村 儀成	1964年10月6 日生	1986年4月 小文字病院入職 1988年3月 牧山中央病院入職 2008年4月 小倉リハビリテーション学院入職 2008年9月 NPO法人列島会 理事長就任 (現任) 2011年9月 特定非営利活動法人ゆとり 理事長 (現任) 2017年6月 当社社外取締役就任 (現任)	(注) 3	—
取締役	安成 信次	1956年2月12 日生	1977年4月 岡崎工業㈱入社 1980年11月 ㈱安成工務店入社 1988年6月 ㈱安成工務店代表取締役就任 (現任) 1994年2月 ㈱デコス代表取締役就任 (現任) 2019年1月 ㈱YASUNARIホールディングス 代表取締役就任 (現任) 2020年6月 ㈱ER企画 代表取締役就任 (現任) 2021年6月 当社社外取締役就任 (現任) 2022年11月 北広島小水力発電㈱ 代表取締役就任 (現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	二之宮 さおり	1973年8月20日生	1995年4月 小文字病院入職 1997年5月 徳力クリニック入職 1998年5月 下関第一病院入職 2000年10月 株式会社メディックスジャパン入社 2001年1月 当社入社、デイサービス主任就任 2003年3月 内部監査室長就任 2016年6月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	11,600
監査役	大野 繁樹	1958年5月11日生	1986年7月 小文字病院入職 1987年7月 和白病院入職 1992年7月 (有)シー・エフ・デイ(現 株式会社トータル・メディカルサービス)専務取締役就任 1998年6月 株式会社トータル・メディカルサービス代表取締役就任（現任） 2014年4月 株式会社さくらフーズ代表取締役社長就任（現任） 2016年6月 当社社外監査役就任（現任） 2017年10月 株式会社メディカルシステムネットワーク執行役員就任（現任） 2024年2月 株式会社鶴丸調剤薬局取締役就任（現任） 2024年2月 株式会社白十字総合薬局取締役就任（現任）	(注) 4	125,000
監査役	時枝 和正	1966年9月21日生	2001年2月 弁護士登録 ひびき法律事務所 時枝法律事務所（現 時枝・渡邊・田中法律事務所）開設 2019年4月 福岡弁護士会副会長就任 日本弁護士会理事就任 2020年6月 当社社外監査役就任（現任）	(注) 4	—
計					737,900

- (注) 1 取締役中村儀成及び安成信次は、社外取締役であります。  
2 監査役大野繁樹及び時枝和正は、社外監査役であります。  
3 取締役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2年間であります。  
4 監査役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から4年間であります。

## ② 社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

当社においては、社外取締役及び社外監査役は役員会等の重要な会議に出席し、業務の執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて常勤取締役及び常勤監査役または使用人にその説明を求め、専門的見地及び会社経営者としての長年の実務経験等から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うこととしております。

なお、社外取締役及び社外監査役の選任に当たり、基準等は特段設けておりませんが、経営に対する客観性及び中立性を重視しております。

社外取締役である中村儀成氏は、NPO法人列島会及び特定非営利活動法人ゆとりの理事長を兼任しております。同氏は、老人介護・障害支援事業に関する幅広い見識と経験を有していることから、当社の経営について指導、助言、監督を行っております。同氏または同氏が代表理事を務めるNPO法人列島会及び特定非営利活動法人ゆとりと当社との間には、特別な利害関係はありません。

社外取締役である安成信次氏は、株式会社安成工務店の代表取締役を兼任しております。同氏は、建設会社の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営について指導、助言、監視を頂いております。同氏が代表取締役を務める株式会社安成工務店との間に取引がありますが、取引額は取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、当社の社外取締役としての職務遂行に影響を与えるものではないと判断しております。その他の兼職先との間に特別な利害関係はありません。

社外監査役である大野繁樹氏は、株式会社トータル・メディカルサービスの代表取締役等を兼任しております。同氏は、自ら医療関連の会社を経営しており、長年の会社経営の豊富な実務経験を生かし、経営の客観性及び中立性の観点から、当社の経営について指導、助言、監督を行っております。同氏または同氏が代表取締役を務める株式会社トータル・メディカルサービス等と当社との間には、当社株式の保有を除き、特別な利害関係はありません。

社外監査役である時枝和正氏は、弁護士としての職歴やリーガル知識など、会社が社会に対して公正な役割を果

たしているかを監督するという観点から、また、法律の専門家として高い見識を有していることから、当社の経営について指導、助言、監督を行っております。同氏または同氏の法律事務所と当社との間には、現在及び過去において顧問契約関係は存在せず、特別な利害関係はありません。

なお、社外取締役及び社外監査役の当社株式の保有状況は、「④ 役員一覧」に記載のとおりであります。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社では、社外取締役(非常勤)を2名選任しており、業務執行の迅速な意思決定や透明性を維持する組織を構築しております。また、常勤監査役のほか社外監査役を2名選任しており、取締役会等に出席して意見を述べるほか、取締役の意思決定について、法令・定款の遵守及び社会性等の見地から管理・監督を受けるとともに、取締役の業務執行の妥当性、効率性等を幅広く検証しております。

監査役と会計監査人は、会計監査人の本社往査時に適宜ミーティングを行い、意見交換や連絡を密にしております。監査役は、会計監査人からの指摘事項の把握に努め、適切かつ円滑な監査が行われるよう社内整備を推進するなどして連携を図っております。また、監査役と内部監査室との連携は、必要不可欠であるという認識のもと、内部監査室の監査については監査役と監査方針の打ち合わせを行い、重点的な監査項目について意見交換や監査結果、改善指導事項及び改善状況について書面、または、口頭で報告を受け連携を図っております。

### (3) 【監査の状況】

#### ① 監査役監査の状況

当社では、常勤監査役1名のほか社外監査役を2名選任しており、取締役会等に出席して意見を述べるほか、取締役の意思決定について、法令・定款の遵守及び社会性等の見地から管理・監督を受けるとともに、取締役の業務執行の妥当性、効率性等を幅広く検証しております。

常勤監査役である二之宮さおりは、当社の内部監査室長の経歴を持ち、当社の事業内容に精通しており、幅広い見識を有しております。また、社外監査役である大野繁樹は、自ら医療関連の会社を経営しており、長年の会社経営の豊富な実務経験を生かし、経営の客観性及び中立性の観点から、当社の経営について指導、助言、監督に当たっております。さらに、社外監査役である時枝和正氏は、弁護士としての職歴やリーガル知識など、会社が社会に対して公正な役割を果たしているかを監督するという観点から、また、法律の専門家として高い見識を有していることから、当社の経営について指導、助言、監督を行っております。

当事業年度において当社は監査役会を合計13回開催しており、個々の監査役の出席状況については以下のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
二之宮 さおり	13回	13回
大野 繁樹	13回	12回
時枝 和正	13回	13回

監査役会における具体的な検討内容としては、取締役による競業取引や利益相反取引が生じた場合の妥当性、取締役会や株主総会議事録の閲覧、稟議規程による稟議事項の処理の適正さ、新規事業所の立ち上げや廃止が開設基準や閉鎖基準に基づいているかの検討であります。

また、常勤の監査役の活動として、定時取締役会及び臨時取締役会への出席、監査法人や内部監査室との連携や意見交換、内部監査結果や改善事項の共有、稟議書等の重要書類の閲覧、関係者へのヒアリングを実施しております。

#### ② 内部監査の状況

当社では、内部監査室による内部監査を実施しております。内部監査室には、社内業務に通じた専任の人員を7名配属し、計画的な内部監査活動を実施することで、法令遵守や業務上の過誤による不測の事態の発生を予防するとともに、業務改善と経営効率の向上を目指しております。内部監査の結果については、当社の取締役会及び経営会議のみならず、監査役へも報告しております。また経営会議の会議録を当社の内部統制機能を所管する部署へ回覧しております。さらに監査法人や監査役との連携を図るため適宜、関係部署と会合を持ち情報を共有しております。

#### ③ 会計監査の状況

##### a 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### b 継続監査期間

18年間

##### c 業務を執行した公認会計士

宮寄 健

下平 雅和

##### d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、公認会計士試験合格者等5名、その他13名であります。

##### e 監査法人の選定方針と理由

当社が監査法人を選定するに当たって、監査法人の沿革と監査実績、当社が属する業界の知見、公認会計士法に基づく処分や会社法上の欠格事由の有無、監査法人の品質管理体制、監査法人の独立性、専門性、監査の実施体制、監査テクノロジー、監査報酬見積額等の適切性を考慮するものとしており、これらを総合的に勘案した結果、効率的かつ効果的な監査業務の運営が期待できること等から、有限責任監査法人トーマツは適任であると判断したものであります。

f 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」及び監査法人が定めたガバナンス・コードを踏まえ、会計監査人とのコミュニケーションを通じて、監査チームの独立性、監査計画の内容、特別な検討を必要とするリスク等及び不正リスクへの対応並びに経営者等とのコミュニケーションの状況等を評価し、監査法人の品質管理体制及び監査の方法並びに監査結果等を勘案の上、行っております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	25	—	25	3
連結子会社	—	—	—	—
計	25	—	25	3

当社における非監査業務の内容は、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である改訂J S O X基準に伴う指導助言業務であります。

b 監査公認会計士等と同一のネットワーク（デロイトグループ）に属する組織に対する報酬（aを除く）  
該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容  
該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査公認会計士等からの見積提案をもとに、当社の規模・業務の特性等の観点から、監査日数及び監査従事者の構成等の要素を勘案した上で決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し検討した結果によるものであります。

#### (4) 【役員の報酬等】

##### ① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社取締役会は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を、次のとおり定めております。

当社の役員の報酬等またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限は取締役会が有しており、その権限の内容及び裁量の範囲は、株主総会で定められた金額の範囲内においての個人別の取締役の報酬額の決定であります。代表取締役は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、中長期的な事業拡大による成長のため内部留保の充実を念頭に、会社の業績・各役員の職務内容・在任期間等を総合的に検討して、役員の報酬の額を提案し、取締役会にて協議の上決定しております。なお、各役員の報酬等の額は固定報酬のみにより構成されております。

取締役の報酬につきましては、2002年5月28日開催の第21回定時株主総会において、年間300百万円以内と定められております。当連結会計年度の当社の役員の報酬等の額の決定過程における活動内容については2022年6月23日開催の取締役会において、独立社外取締役が出席のもと、代表取締役より経営状況、資金繰り、各役員の担当業務の状況及びこれらの今後の見通し等を勘案して、各役員の報酬の額が提案され、出席取締役は全員異議なく承認、各役員の報酬の額が決定されております。

監査役の報酬につきましては、2004年6月25日開催の第23回定時株主総会において、年間100百万円以内と定められており、監査役報酬総額の範囲内において、監査役会の協議により決定しております。

##### ② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	特別功労金	
取締役 (社外取締役を除く)	292	42	—	—	250	4
監査役 (社外監査役を除く)	7	7	—	—	—	1
社外役員	4	4	—	—	—	4

##### ③ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	総報酬の 総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の総額 (百万円)			
				固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	特別功労金
山崎 嘉忠	261	取締役会長	提出会社	11	—	—	250

(注) 上記取締役は、2024年6月20日開催の第43期定時株主総会終結の時をもって退任しております。

##### ④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

使用人兼務役員は存在しないため、記載を省略しております。

#### (5) 【株式の保有状況】

##### ① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式、純投資目的以外の目的である投資株式のいずれも保有しておりません。

##### ② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

##### ③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。  
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、改正に適時に対応できる体制を整備するための人員を配置し、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、これらの者を公益財団法人財務会計基準機構や監査法人等の行う各種の会計セミナー等に派遣しております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,637	1,481
売掛金	2,911	2,945
その他	174	172
貸倒引当金	△4	△1
流動資産合計	4,718	4,598
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※2 6,445	※2 6,407
車両運搬具（純額）	6	17
工具、器具及び備品（純額）	153	190
土地	※2 2,528	※2 2,778
リース資産（純額）	3,445	3,227
有形固定資産合計	※1 12,580	※1 12,621
無形固定資産		
ソフトウェア	68	41
その他	11	31
無形固定資産合計	80	73
投資その他の資産		
繰延税金資産	368	396
長期前払費用	244	112
敷金及び保証金	2,179	2,090
その他	161	115
貸倒引当金	△2	△4
投資その他の資産合計	2,951	2,711
固定資産合計	15,612	15,405
資産合計	20,330	20,003

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	263	280
短期借入金	※2 3,410	※2 3,740
1年内返済予定の長期借入金	※2 823	※2 766
リース債務	210	221
未払金	218	162
未払費用	490	484
未払法人税等	205	150
預り金	183	72
前受収益	271	256
賞与引当金	252	262
その他	101	68
流動負債合計	6,430	6,466
固定負債		
長期借入金	※2 5,891	※2 5,083
リース債務	4,883	4,661
退職給付に係る負債	687	759
株式給付引当金	10	14
資産除去債務	328	575
その他	1,004	945
固定負債合計	12,806	12,040
負債合計	19,236	18,507
純資産の部		
株主資本		
資本金	432	432
資本剰余金	307	307
利益剰余金	409	808
自己株式	△59	△59
株主資本合計	1,089	1,488
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	△4	△3
その他の包括利益累計額合計	△4	△3
非支配株主持分	9	11
純資産合計	1,094	1,496
負債純資産合計	20,330	20,003

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
売上高	※1 17,304	※1 17,829
売上原価	15,091	15,484
売上総利益	2,212	2,344
販売費及び一般管理費	※2 1,445	※2 1,452
営業利益	767	892
営業外収益		
受取利息	7	8
受取賃貸料	25	23
助成金収入	152	61
その他	29	17
営業外収益合計	215	111
営業外費用		
支払利息	315	327
その他	20	7
営業外費用合計	336	335
経常利益	646	668
特別利益		
固定資産売却益	—	※4 70
保険解約返戻金	—	112
特別利益合計	—	183
特別損失		
減損損失	※3 246	—
特別功労金	—	※5 250
特別損失合計	246	250
税金等調整前当期純利益	400	601
法人税、住民税及び事業税	165	188
法人税等調整額	29	△33
法人税等合計	194	154
当期純利益	205	446
非支配株主に帰属する当期純利益	1	1
親会社株主に帰属する当期純利益	203	444

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	205	446
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	△9	1
その他の包括利益合計	※ △9	※ 1
包括利益	196	447
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	194	446
非支配株主に係る包括利益	1	1

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	432	307	205	△59	886
当期変動額					
剰余金の配当					—
親会社株主に帰属する当期純利益			203		203
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	—	203	—	203
当期末残高	432	307	409	△59	1,089

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	4	4	7	898
当期変動額				
剰余金の配当				—
親会社株主に帰属する当期純利益				203
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△9	△9	1	△7
当期変動額合計	△9	△9	1	196
当期末残高	△4	△4	9	1,094

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	432	307	409	△59	1,089
当期変動額					
剰余金の配当			△45		△45
親会社株主に帰属する当期純利益			444		444
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	—	398	—	398
当期末残高	432	307	808	△59	1,488

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△4	△4	9	1,094
当期変動額				
剰余金の配当				△45
親会社株主に帰属する当期純利益				444
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1	1	1	3
当期変動額合計	1	1	1	402
当期末残高	△3	△3	11	1,496

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	400	601
減価償却費	738	728
減損損失	246	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1	△1
賞与引当金の増減額 (△は減少)	6	10
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	56	72
株式給付引当金の増減額 (△は減少)	3	3
受取利息	△7	△8
支払利息	315	327
助成金収入	△152	△61
固定資産売却益	—	△70
保険解約返戻金	—	△112
特別功労金	—	250
売上債権の増減額 (△は増加)	△123	△34
仕入債務の増減額 (△は減少)	△3	17
その他	286	△187
小計	1,767	1,535
利息の受取額	0	1
利息の支払額	△315	△329
リース解約損の支払額	△123	—
助成金の受取額	170	62
特別功労金の支払額	—	△250
法人税等の支払額	△25	△242
法人税等の還付額	1	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,474	777
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△470	△482
有形固定資産の売却による収入	0	95
無形固定資産の取得による支出	△9	△20
敷金及び保証金の差入による支出	△1	△1
敷金及び保証金の回収による収入	13	1
預り保証金の返還による支出	△137	△137
預り保証金の受入による収入	159	137
保険積立金の解約による収入	—	264
投資活動によるキャッシュ・フロー	△446	△142
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入れによる収入	2,000	2,400
短期借入金の返済による支出	△2,117	△2,070
長期借入れによる収入	738	—
長期借入金の返済による支出	△835	△864
リース債務の返済による支出	△203	△211
配当金の支払額	△0	△45
財務活動によるキャッシュ・フロー	△418	△791
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	609	△156
現金及び現金同等物の期首残高	1,027	1,637
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,637	※1 1,481

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社パイン

味屋フーズ株式会社

#### (2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社

該当事項はありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物及び構築物 …………… 4～41年

工具、器具及び備品 …… 2～20年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却を採用しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

#### (2) 重要な引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

当社及び連結子会社の従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度の負担額を計上しております。

##### ③ 株式給付引当金

株式給付規程（内規）に基づく従業員に対する当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生時に全額費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時の翌連結会計年度に全額費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

デイサービスに係る収益は、主に日常生活の世話及び機能訓練等を行うことにより生活を支援していくサービスであり、顧客との利用契約等に基づいて介護サービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、サービスを提供する一時点において充足されると判断し、サービス提供時点で収益を認識しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常2か月以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

施設サービスに係る収益は、主に施設において共同生活を行う中で日常生活の世話及び機能訓練等を日々反復的に行うサービスであり、顧客との入居契約等に基づいて介護サービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、入居期間にわたって日々反復的なサービスを実施することに伴い充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常2か月以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び随時引き出し可能な預金からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

		前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	建物及び構築物（純額）	6,445	6,407
	車両運搬具（純額）	6	17
	工具、器具及び備品（純額）	153	190
	土地	2,528	2,778
	リース資産（純額）	3,445	3,227
無形固定資産	ソフトウェア	68	41
	その他	11	31
減損損失		246	—



(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2021年5月14日開催の取締役会決議に基づき、2021年5月31日より、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン（以下「本プラン」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

本プランの導入に際し制定した「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みであります。

将来給付する株式を予め取得するために、当社は「従業員株式給付信託（J-E S O P）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）に金銭を信託し、当該信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得いたします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度59百万円、253,900株、当連結会計年度59百万円、253,900株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	8,326百万円	8,873百万円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
建物及び構築物	4,426百万円	4,375百万円
土地	2,395	2,373
計	6,822	6,749

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
短期借入金	1,837百万円	1,961百万円
1年内返済予定の長期借入金	561	510
長期借入金	4,073	3,521
計	6,471	5,993

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
役員報酬	97百万円	63百万円
給料及び手当	451	484
賞与引当金繰入額	22	23
退職給付費用	25	28
租税公課	210	202
減価償却費	51	56

※3 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。  
前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

用途	場所	種類	金額（百万円）
事業用資産	関東地区（3施設）	リース資産等	140
事業用資産	甲信・東海地区（2施設）	建物及び構築物、 リース資産等	105

当社グループは、内部管理上、キャッシュ・フローを生み出す最小単位を基礎として資産のグルーピングを行っており、原則として、事業所を単位としてグルーピングを行っております。

回収可能価額が帳簿価額を下回った資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（246百万円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物59百万円、工具、器具及び備品3百万円、リース資産181百万円、ソフトウェア1百万円、その他0百万円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額により測定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローを5.3%で割り引いて算定しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

※4 固定資産売却益

固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物及び構築物	－百万円	78百万円
土地	－	△8

当連結会計年度において、土地と建物等が一体となった固定資産を売却した際、各資産種類毎では売却益、売却損が発生しているため、売却損益を通算して固定資産売却益を計上しております。

※5 特別功労金

2024年6月20日開催の当社第43期定時株主総会において、同株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、在任中の功労に報いるため、特別功労金を贈呈する事が承認可決され、特別功労金250百万円を特別損失として計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日)
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	△6百万円	△5百万円
組替調整額	△6	6
法人税等及び税効果調整前	△13	1
法人税等及び税効果額	3	△0
退職給付に係る調整額	△9	1
その他の包括利益合計	△9	1

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	11,476,000	—	—	11,476,000
合計	11,476,000	—	—	11,476,000
自己株式				
普通株式(注)	254,037	—	—	254,037
合計	254,037	—	—	254,037

(注) 自己株式には、「従業員株式給付信託(J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式が含まれております(当連結会計年度期首253,900株、当連結会計年度末253,900株)。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	45	利益剰余金	4	2024年3月31日	2024年6月21日

(注) 配当金の総額には、「従業員株式給付信託(J-E S O P)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	11,476,000	—	—	11,476,000
合計	11,476,000	—	—	11,476,000
自己株式				
普通株式（注）	254,037	—	—	254,037
合計	254,037	—	—	254,037

（注） 自己株式には、「従業員株式給付信託（J-E S O P）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式が含まれております（当連結会計年度期首253,900株、当連結会計年度末253,900株）。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	45	4	2024年3月31日	2024年6月21日

（注） 配当金の総額には、「従業員株式給付信託（J-E S O P）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	114	利益剰余金	10	2025年3月31日	2025年6月27日

（注） 配当金の総額には、「従業員株式給付信託（J-E S O P）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	1,637百万円	1,481百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	1,637	1,481

2 重要な非資金取引の内容

重要な資産除去債務の計上額は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
重要な資産除去債務の計上額	—百万円	243百万円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として施設サービス事業における事業所建物(建物及び構築物)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度(2024年3月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物	3,674	2,773	110	790
合計	3,674	2,773	110	790

(単位：百万円)

	当連結会計年度(2025年3月31日)			
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
建物	3,674	2,930	110	634
合計	3,674	2,930	110	634

(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定の残高

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	214	215
1年超	1,281	1,066
合計	1,496	1,281
リース資産減損勘定の残高	50	24

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
支払リース料	329	310
リース資産減損勘定の取崩額	122	26
減価償却費相当額	166	156
支払利息相当額	115	95

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	528	521
1年超	6,200	5,747
合計	6,729	6,268

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業に係る運転資金につきましては銀行借入により調達しており、新規施設の開設等に係る設備投資資金につきましては銀行借入及びリース債務により調達しております。資金運用につきましては、安全性の高い金融資産で運用する方針であります。また、デリバティブの利用もなく、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金については、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

敷金及び保証金は、契約締結時に貸貸人等に対して差し入れたものであり、差入先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握に努めております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

借入金及びリース債務は、主に短期的な運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後24年であります。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理については、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
敷金及び保証金	2,179	2,098	△80
資産計	2,179	2,098	△80
長期借入金 (※2)	6,714	6,714	—
リース債務 (※3)	5,094	5,167	73
負債計	11,808	11,882	73

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(※3) 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
敷金及び保証金	2,090	1,910	△179
資産計	2,090	1,910	△179
長期借入金 (※2)	5,850	5,850	—
リース債務 (※3)	4,882	4,719	△162
負債計	10,732	10,570	△162

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(※3) 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務を合算して表示しております。

(注) 1 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度 (2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,637	—	—	—
売掛金	2,911	—	—	—
敷金及び保証金	357	995	253	572
合計	4,906	995	253	572

当連結会計年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,481	—	—	—
売掛金	2,945	—	—	—
敷金及び保証金	382	915	253	538
合計	4,810	915	253	538

(注) 2 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度 (2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	3,410	—	—	—	—	—
長期借入金	823	783	734	644	559	3,168
リース債務	210	217	229	241	247	3,948
合計	4,443	1,000	963	886	806	7,117

当連結会計年度 (2025年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	3,740	—	—	—	—	—
長期借入金	766	717	638	559	484	2,684
リース債務	221	232	244	249	259	3,675
合計	4,727	950	882	808	744	6,359

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2025年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	—	2,098	2,098
資産計	—	—	2,098	2,098
長期借入金	—	6,714	—	6,714
リース債務	—	—	5,167	5,167
負債計	—	6,714	5,167	11,882

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	—	1,910	1,910
資産計	—	—	1,910	1,910
長期借入金	—	5,850	—	5,850
リース債務	—	—	4,719	4,719
負債計	—	5,850	4,719	10,570

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、契約期間による償還予定に基づく将来キャッシュ・フローを、合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金はすべて変動金利であり、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によって算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく退職一時金制度を制定しております。

また、当社及び一部の連結子会社は複数事業主制度の確定給付企業年金制度である福祉はぐくみ企業年金基金に加入しており、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	618百万円	687百万円
勤務費用	88	95
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	6	5
過去勤務費用の発生額	1	—
退職給付の支払額	△29	△31
退職給付債務の期末残高	687	759

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	687百万円	759百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	687	759
退職給付に係る負債	687	759
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	687	759

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	88百万円	95百万円
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	△6	6
過去勤務費用の費用処理額	1	—
確定給付制度に係る退職給付費用	86	104

## (4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
数理計算上の差異	△13	1

## (5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
未認識数理計算上の差異	6	5

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（割引率については加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
割引率	0.36%	0.36%
予想昇給率	1.01~1.45%	1.01~1.46%

### 3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の福祉はぐくみ企業年金基金への要拠出額は、前連結会計年度141百万円、当連結会計年度144百万円であります。

#### (1) 複数事業主制度の直近の積立状況

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
年金資産の額	16,683百万円	27,635百万円
年金財政計算上の数理債務の額	16,755	27,434
差引額	△72	200

#### (2) 複数事業主制度の掛金に占める当社グループの割合

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、福祉はぐくみ企業年金基金の決算日後に加入しているため、当社グループの割合については算出できておりません。

当連結会計年度 1.36% (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

#### (3) 補足説明

上記の(1)の差引額の主な要因は、剰余金(運用損益) (前連結会計年度△72百万円、当連結会計年度200百万円)であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	77百万円	81百万円
退職給付に係る負債	208	237
減損損失	250	201
資産除去債務	108	188
その他	49	52
繰延税金資産小計	694	760
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△290	△247
評価性引当額小計(注)	△290	△247
繰延税金資産合計	404	512
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△87	△162
繰延税金負債合計	△87	△162
繰延税金資産の純額	317	350

(注) 評価性引当額が42百万円減少しております。この減少の主な内容は、当社において減損損失に係る評価性引当額が減少したことに伴うものであります。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.4%	30.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	0.5
住民税均等割	4.0	2.7
評価性引当額の増減	11.9	△8.3
子会社との税率差異	2.6	1.8
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	—	△1.0
その他	△0.9	△0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.7	25.7

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度より「防衛特別法人税」が新設されました。これに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の30.4%から31.3%となりました。この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が6百万円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1 当該資産除去債務の概要

施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年～34年と見積り、割引率は0.328～2.335%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	325百万円	328百万円
時の経過による調整額	3	3
見積りの変更による増加額	—	243
期末残高	328	575

4 資産除去債務の金額の見積りの変更の内容及び影響額

当連結会計年度末において、原状回復費用等として退去時に発生が見込まれる金額を見直した結果、見積りの変更を行いました。これによる増加額243百万円を変更前の資産除去債務に加算しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産につきましては、その総額の重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	デイサービス事業	施設サービス事業	在宅サービス事業	計		
北海道地区	—	702	—	702	—	702
東北地区	—	342	—	342	—	342
関東地区	1,142	2,934	174	4,251	—	4,251
甲信・東海地区	353	1,466	6	1,826	—	1,826
関西地区	—	989	—	989	—	989
中四国地区	420	743	122	1,286	—	1,286
九州地区	1,741	1,369	815	3,925	99	4,025
顧客との契約から生じる収益	3,658	8,547	1,119	13,325	99	13,424
その他の収益	—	3,880	—	3,880	—	3,880
外部顧客への売上高	3,658	12,427	1,119	17,205	99	17,304

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、福祉用具事業及び障害支援事業等であります。

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	デイサービス事業	施設サービス事業	在宅サービス事業	計		
北海道地区	—	722	—	722	—	722
東北地区	—	349	—	349	—	349
関東地区	1,330	3,016	173	4,520	—	4,520
甲信・東海地区	374	1,464	6	1,844	—	1,844
関西地区	—	1,029	—	1,029	—	1,029
中四国地区	420	749	132	1,302	—	1,302
九州地区	1,773	1,402	847	4,022	96	4,119
顧客との契約から生じる収益	3,899	8,734	1,158	13,792	96	13,889
その他の収益	—	3,940	—	3,940	—	3,940
外部顧客への売上高	3,899	12,674	1,158	17,732	96	17,829

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、福祉用具事業及び障害支援事業等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報  
「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
  
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報  
当社グループでは、デイサービスに係る収益について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。また、施設サービスに係る収益については、履行義務の充足から生じる収益を「収益認識に関する会計基準の適用指針」第19項に従って認識していることから、それぞれ注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社にサービス別の事業本部を置き、各事業本部が、取り扱うサービスについての包括的な戦略を企画・立案し、事業活動を展開しております。従いまして、当社は、事業本部を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「デイサービス事業」、「施設サービス事業」及び「在宅サービス事業」の3つを報告セグメントとしております。

① デイサービス事業

この事業は、要介護・要支援認定者に対し、デイサービスセンターにおいて日常生活の介護、機能訓練等を行う事業であります。

② 施設サービス事業

この事業は、要介護・要支援認定者が、施設において日常生活等の介護・相談・助言及び、機能訓練等のサービスを利用する「介護付有料老人ホーム」の事業及び、認知症の状態にある方についての「グループホーム」の事業を、主に運営しております。

③ 在宅サービス事業

この事業は、要介護・要支援認定者などに対し、医師の指示書のもとに在宅でリハビリ・療養・介護のサービスを行う「訪問リハビリテーション」「訪問看護」「訪問介護（ホームヘルパー）」の事業と、介護サービスの選択・マネジメントを行う「ケアプラン作成」の事業であります。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は、第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	デイサービス 事業	施設サービス 事業	在宅サービス 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,658	12,427	1,119	17,205	99	17,304
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	1,164	1,164
計	3,658	12,427	1,119	17,205	1,264	18,469
セグメント利益又は セグメント損失(△)	328	1,663	△55	1,936	122	2,058
セグメント資産	2,469	14,347	222	17,039	29	17,069
その他の項目						
減価償却費	75	600	10	685	2	687
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	25	338	6	371	0	371

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、福祉用具事業、障害支援事業及び給食事業であります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注)	合計
	デイサービス 事業	施設サービス 事業	在宅サービス 事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	3,899	12,674	1,158	17,732	96	17,829
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	1,213	1,213
計	3,899	12,674	1,158	17,732	1,309	19,042
セグメント利益又は セグメント損失(△)	350	1,773	△62	2,061	124	2,186
セグメント資産	2,535	14,065	216	16,817	28	16,845
その他の項目						
減価償却費	69	589	11	670	1	671
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	99	392	11	502	0	502

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、福祉用具事業、障害支援事業及び給食事業であります。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	17,205	17,732
「その他」の区分の売上高	99	96
連結財務諸表の売上高	17,304	17,829

（単位：百万円）

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	1,936	2,061
「その他」の区分の利益	122	124
セグメント間取引消去	1	1
全社費用(注)	△1,293	△1,295
連結財務諸表の営業利益	767	892

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

（単位：百万円）

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	17,039	16,817
「その他」の区分の資産	29	28
全社資産(注)	3,261	3,158
連結財務諸表の資産合計	20,330	20,003

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社現金及び預金であります。

（単位：百万円）

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費(注1)	685	670	2	1	51	56	738	728
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額 (注2)	371	502	0	0	14	284	385	787

(注) 1. 減価償却費の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない本社有形固定資産の減価償却費であります。  
2. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に報告セグメントに帰属しない資産に係るものであります。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの外部顧客への売上高は、セグメント情報に同様の情報が記載されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客はすべて一般の個人利用者であり特定の主要な顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスごとの外部顧客への売上高は、セグメント情報に同様の情報が記載されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客はすべて一般の個人利用者であり特定の主要な顧客が存在しないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	デイサービス事業	施設サービス事業	在宅サービス事業	その他	合計
減損損失	105	140	—	—	246

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有） 割合（%）	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
主要 株主	山崎 嘉忠	—	—	当社顧問	(被所有) 直接25.40%	顧問契約	顧問料 (注)	25	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

顧問料については、顧問としての業務内容を勘案し両者協議の上決定しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産	96円68銭	132円34銭
1株当たり当期純利益	18円12銭	39円65銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 「従業員株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式を、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（前連結会計年度253千株、当連結会計年度253千株）。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めておりま  
す（前連結会計年度253千株、当連結会計年度253千株）。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	203	444
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	203	444
期中平均株式数（千株）	11,221	11,221

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,410	3,740	0.793	—
1年以内に返済予定の長期借入金	823	766	0.753	—
1年以内に返済予定のリース債務	210	221	4.985	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	5,891	5,083	0.752	2026年4月 ～2042年9月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	4,883	4,661	5.428	2026年4月 ～2049年2月
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	15,218	14,472	—	—

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結貸借対照表日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	717	638	559	484
リース債務	232	244	249	259

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高 (百万円)	8,923	17,829
税金等調整前中間 (当期) 純利益 (百万円)	335	601
親会社株主に帰属する中間 (当期) 純利益 (百万円)	245	444
1株当たり中間 (当期) 純利益 (円)	21.86	39.65

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,191	876
売掛金	2,522	2,557
その他	154	151
貸倒引当金	△2	△0
流動資産合計	3,864	3,585
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 3,572	※1 3,687
構築物	72	66
車両運搬具	6	16
工具、器具及び備品	138	178
土地	※1 2,299	※1 2,409
リース資産	2,834	2,651
有形固定資産合計	8,924	9,010
無形固定資産		
ソフトウェア	64	39
その他	6	24
無形固定資産合計	70	64
投資その他の資産		
関係会社株式	126	126
繰延税金資産	365	393
長期前払費用	234	110
敷金及び保証金	1,924	1,894
その他	46	39
貸倒引当金	△2	△2
投資その他の資産合計	2,693	2,560
固定資産合計	11,688	11,635
資産合計	15,553	15,220

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	267	282
短期借入金	※1 3,040	※1 3,240
1年内返済予定の長期借入金	※1 589	※1 538
リース債務	186	200
未払金	192	150
未払費用	405	402
未払法人税等	175	65
預り金	151	62
前受収益	224	222
賞与引当金	223	233
その他	57	44
流動負債合計	5,514	5,444
固定負債		
長期借入金	※1 3,270	※1 2,690
リース債務	4,234	4,033
退職給付引当金	648	715
株式給付引当金	10	14
資産除去債務	117	362
その他	742	719
固定負債合計	9,025	8,535
負債合計	14,539	13,979
純資産の部		
株主資本		
資本金	432	432
資本剰余金		
資本準備金	308	308
資本剰余金合計	308	308
利益剰余金		
利益準備金	1	1
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	331	559
利益剰余金合計	332	560
自己株式	△59	△59
株主資本合計	1,013	1,240
純資産合計	1,013	1,240
負債純資産合計	15,553	15,220

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	15,035	15,484
売上原価	※1 13,283	※1 13,660
売上総利益	1,751	1,823
販売費及び一般管理費	※1,2 1,271	※1,2 1,259
営業利益	479	564
営業外収益		
受取利息	7	7
受取手数料	※1 6	※1 24
受取賃貸料	19	18
助成金収入	124	47
その他	※1 20	※1 16
営業外収益合計	178	113
営業外費用		
支払利息	269	274
その他	17	6
営業外費用合計	286	281
経常利益	371	395
特別利益		
固定資産売却益	—	70
保険解約返戻金	—	112
特別利益合計	—	183
特別損失		
減損損失	246	—
特別功労金	—	250
特別損失合計	246	250
税引前当期純利益	125	328
法人税、住民税及び事業税	127	83
法人税等調整額	△27	△27
法人税等合計	99	55
当期純利益	25	273

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)			
区分	注記 番号	金額 (百万円)		構成比 (%)	金額 (百万円)		構成比 (%)
I 人件費	※1		7,443	56.0		7,654	56.0
II 経費	※2		5,840	44.0		6,006	44.0
売上原価			13,283	100.0		13,660	100.0

(注) ※1 人件費には次のものが含まれております。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
賞与引当金繰入額 (百万円)	201	209

※2 経費のうち主なものは、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
賃借料 (百万円)	806	790
給食委託費 (百万円)	1,407	1,456
減価償却費 (百万円)	486	474

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	432	308	308	1	305	306	△59	987	987
当期変動額									
剰余金の配当								—	—
当期純利益					25	25		25	25
当期変動額合計	—	—	—	—	25	25	—	25	25
当期末残高	432	308	308	1	331	332	△59	1,013	1,013

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	432	308	308	1	331	332	△59	1,013	1,013
当期変動額									
剰余金の配当					△45	△45		△45	△45
当期純利益					273	273		273	273
当期変動額合計	—	—	—	—	227	227	—	227	227
当期末残高	432	308	308	1	559	560	△59	1,240	1,240

## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物 ……………10～41年

工具、器具及び備品 …… 2～20年

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却を採用しております。

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当事業年度の負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

##### ①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、発生時に全額費用処理しております。

数理計算上の差異については、発生時の翌事業年度に全額費用処理しております。

#### (4) 株式給付引当金

株式給付規程（内規）に基づく従業員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

デイサービスに係る収益は、主に日常生活の世話及び機能訓練等を行うことにより生活を支援していくサービスであり、顧客との利用契約等に基づいて介護サービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、サービスを提供する一時点において充足されると判断し、サービス提供時点で収益を認識しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常2か月以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

施設サービスに係る収益は、主に施設において共同生活を行う中で日常生活の世話及び機能訓練等を日々反復的に行うサービスであり、顧客との入居契約等に基づいて介護サービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、入居期間にわたって日々反復的なサービスを実施することに伴い充足されると判断し、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常2か月以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

#### 5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

##### (2) 消費税等の会計処理

固定資産に係る控除対象外消費税は、投資その他の資産「その他」に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(重要な会計上の見積り)

#### 固定資産の減損

##### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

		前事業年度	当事業年度
有形固定資産	建物	3,572	3,687
	構築物	72	66
	車両運搬具	6	16
	工具、器具及び備品	138	178
	土地	2,299	2,409
	リース資産	2,834	2,651
無形固定資産	ソフトウェア	64	39
	その他	6	24
減損損失		246	—

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
建物	3,325百万円	3,336百万円
土地	2,166	2,144
計	5,492	5,481

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期借入金	1,837百万円	1,961百万円
1年内返済予定の長期借入金	561	510
長期借入金	3,123	2,571
計	5,521	5,043

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	5百万円	5百万円
長期金銭債権	1	1
短期金銭債務	97	100

3 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

債務保証

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
株式会社パイン (借入債務)	2,856百万円	株式会社パイン (借入債務) 2,794百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業取引による取引高		
売上原価	1,012百万円	1,054百万円
販売費及び一般管理費	11	12
営業取引以外の取引による取引高	33	46

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給料及び手当	379百万円	395百万円
賞与引当金繰入額	22	23
退職給付費用	25	27
租税公課	153	156
減価償却費	50	52
おおよその割合		
販売費	1.5%	1.7%
一般管理費	98.5%	98.3%

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
子会社株式	126	126

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	68百万円	70百万円
退職給付引当金	197	223
減損損失	250	201
その他	79	154
繰延税金資産小計	595	650
評価性引当額	△208	△160
繰延税金資産合計	386	490
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△21	△96
繰延税金負債合計	△21	△96
繰延税金資産の純額	365	393

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.4%	30.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.2	0.8
住民税均等割	10.6	4.0
評価性引当額の増減	37.2	△16.0
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	—	△2.3
その他	△1.1	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	79.3	16.9

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度より「防衛特別法人税」が新設されました。これに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度以降において解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の30.4%から31.3%となりました。この変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が7百万円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

当社は、連結子会社である株式会社パインから剰余金の配当を受領いたしました。これにより、翌事業年度において、受取配当金100百万円を営業外収益に計上いたします。なお、連結子会社からの配当であるため、翌連結会計年度の連結業績に与える影響はありません。

	配当金 (百万円)	株主総会決議日	受領日
株式会社パイン	100	2025年6月5日	2025年6月6日
計	100		

## ④【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形 固定 資産	建物	3,572	326	0	212	3,687	3,642
	構築物	72	3	0	10	66	212
	車両運搬具	6	18	2	5	16	10
	工具、器具及び備品	138	125	0	84	178	1,100
	土地	2,299	132	22	—	2,409	—
	リース資産	2,834	—	—	182	2,651	2,643
	計	8,924	606	24	495	9,010	7,609
無形 固定 資産	ソフトウェア	64	6	—	30	39	—
	その他	6	21	2	0	24	—
	計	70	28	2	31	64	—

(注) 「当期増加額」のうち主なものは、次のとおりであります。

土地

    デイサービス移転候補地の土地取得による増加    82百万円

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	5	2	4	3
賞与引当金	223	233	223	233
株式給付引当金	10	3	—	14

(注) 貸倒引当金の「当期減少額」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額及び回収等によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	日本経済新聞
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第43期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月20日福岡財務支局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月20日福岡財務支局長に提出。

#### (3) 半期報告書及び確認書

第44期中 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月14日福岡財務支局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

2024年6月26日福岡財務支局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2025年6月6日福岡財務支局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（連結子会社からの配当金受領））に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月26日

株 式 会 社 シ ダ ー

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

福 岡 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

宮 寄

健

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

下 平

雅 和

## <連結財務諸表監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シダールの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シダール及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損損失の認識	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、2025年3月31日現在、連結貸借対照表に有形固定資産及び無形固定資産12,694百万円（総資産の63%）を計上している。</p> <p>固定資産の減損の検討に当たっては、【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、原則として、事業所を単位としてグルーピングを実施のうえ、減損の兆候がある事業所については、減損損失を認識するかどうかの判定を行っており、減損損失の認識に当たっては、対象の事業所から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行っている。</p> <p>介護事業業界では、高齢化社会の進展により要介護認定者は増加するものの、既存事業者の事業拡大及び新規参入者の増加が予想されている。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、売上高の基礎となる事業所の利用者数及び入居者数の推移である。当該仮定の見積りに当たっては、新規参入業者の増加や競争の激化に伴う外部環境の変化を踏まえた事業所の利用者数及び入居者数の増減を予想することに加えて、介護保険制度及び介護報酬の改定に伴う業績への影響を加味することが必要である。また、これに伴う人件費の増減や修繕見込などの見積りが求められるため、経営者による主観性が高い見積りが実施されている。</p> <p>このため、当監査法人は、将来キャッシュ・フローの見積りが必要とされる固定資産の減損損失の認識について、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損損失の認識を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●減損損失の認識の要否に関連する内部統制が、有効に整備されているかどうかについて検証した。</li> <li>●将来キャッシュ・フローの基礎となる各事業所の事業計画について、取締役会において承認されていることを確かめるため、取締役会の議事録を閲覧した。</li> <li>●減損の兆候がある事業所について、前連結会計年度において使用した事業計画と当連結会計年度の実績を比較することにより、将来キャッシュ・フローの見積りに関連する経営者の仮定及び判断を遡及的に検討した。また、遡及的な検討により考慮すべき項目が識別された場合には、当連結会計年度において使用する将来キャッシュ・フローの見積りに当たり、適切に反映されているかどうかを検証した。</li> <li>●将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定について、以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省などの公的機関による公表データを閲覧し、介護保険制度に関連した外部環境を理解するとともに、経営者や対象事業所の責任者に質問し、見積りの前提を検討した。</li> <li>・対象事業所の事業計画に係る業績予測、その前提となる利用者数や入居者数などの増減に対して、類似する事業所に係る過年度の業績推移、その前提となる利用者数や入居者数などを比較することで、利用者数や入居者数の推移などの仮定について検討した。</li> <li>・対象事業所周辺の人口動態や高齢者比率などの地域特性に関して、利用可能な外部データと整合しているかどうかを検証した。</li> <li>・介護保険制度や介護報酬の改定に伴う業績への影響、その他の計画の合理性については、過去の介護報酬の改定状況に基づく業績の推移などを分析した。</li> <li>・割引前将来キャッシュ・フローの見積額について、経営者による見積りの合理性を評価するために、監査人による見積額を設定し、経営者による見積額と比較し、検討した。</li> </ul> </li> </ul>

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <内部統制監査>

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社シダラーの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社シダラーが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年6月26日

株式会社 シダー

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

宮 寄

健

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

下 平

雅 和

## <財務諸表監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シダーの2024年4月1日から2025年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シダーの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### 固定資産の減損損失の認識

会社は、財務諸表注記（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、当事業年度末において、減損対象資産として有形固定資産及び無形固定資産を9,074百万円計上しており、当該金額は総資産の59%を占めている。

監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由、監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（固定資産に係る減損損失の認識の要否に関する判断の妥当性）と同一内容であるため、記載を省略している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2025年6月26日
【会社名】	株式会社シダー
【英訳名】	CEDAR. Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 座小田 孝安
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	福岡県北九州市小倉北区足立2丁目1番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長座小田孝安は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにリスクの発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、連結子会社1社については、金額的及び質的影響並びにリスクの発生可能性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、事業規模を図る上で重要な指標となる売上高に加え、売上高だけでは、高利益率の事業拠点の重要性を適切に判断できない可能性があることを考慮し、営業利益を追加的な指標として用いている。連結売上高のおおむね90%を計上する事業拠点を評価範囲に含めており、評価範囲に含まれていない事業拠点については、追加的な指標である営業利益を用いても、金額的重要性及び質的重要性並びにリスクの発生可能性が僅少であり、評価範囲に変更がないことを確認している。

選定した重要な事業拠点においては、当社グループは介護事業を営んでおり、介護サービスの提供が収益獲得活動であることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、人件費に至る業務プロセスを評価の対象とした。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、当社グループの事業内容及びリスク評価に基づき、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスとして、固定資産減損プロセス、税効果プロセス等を識別し、評価対象に追加している。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4 【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象等はありません。

## 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。